

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第3号)

平成20年12月3日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美智子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左千江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	石 川 清 康	議員
21番	村 山 金 敏	議員	22番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	竹 原 寿 美 雄 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	山 崎 力 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教育部長	野 田 誠 君	市民部次長	柴 田 二 三 夫 君
		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳 代 志 君

兼高齢者福祉課長
経済建設部次長 前野宏光君
企画政策課長 横山孝三君
監査委員事務局長 高橋芳行君

兼保険年金課長
経済建設部次長 三冶金行君
兼都市計画課長
総務課長 荒川恭一君

5. 議事日程

(1) 一般質問

前山美恵子 議員
松山 廣見 議員
山盛左千江 議員
近藤 郁子 議員
榊原 杏子 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に13番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○13番(前山美恵子議員)

おはようございます。

では、一般質問を壇上よりさせていただきます。

1点目の質問、教育現場での子どもと教師の環境改善を求めて質問をいたします。

まず1点目、全国学力テストが昨年に続いて今年も行われました。そのテストの結果が公表され、全国の都道府県別順位が発表されました。

愛知県については、中学生の数学は全国上位、小学生は平均を下回る問題が目立つと

いうマスコミの見出しから感じられますように、異常な競争が教育現場にもたらされる可能性が出てきました。

もともと学力テストの実施要領に、過度な競争につながらないように配慮する、県教委や市町村教育委員会は市町村名、学校名を明らかにした市町村別結果の公表は行わないと明記しています。

ところが、秋田県教育委員会は市町村別結果の一部を開示し、大阪府知事も市町村別のテスト結果を部分開示をし、鳥取県南部町が学校別成績を公表しましたし、愛知県でも開示請求が出されました。

これが全国に波及する勢いであり、文部科学省が県別の結果を公表したことが、こうした動きを加速させているという点で、文部科学省の責任は大きいと言わざるを得ません。

全国を対象にしたテストの実施が競争を激化させ、教育をゆがめるという我が党が指摘をしてきたとおりの問題が起きています。今後、こうした動きに呼応して、開示請求が出されても、絶対に公表はあってはならないと考えます。この点について、お答えをください。

また、全国一斉の学力テストが、教育現場にこれほど混乱や矛盾を起こしていることから、学力テストには参加をすべきではありません。国に対して中止を申し入れ、市としても来年度は参加すべきではないと考えます。この点について、見解をお聞かせください。

2点目には、教育現場での労働条件の改善について質問します。

昨年9月議会でも質問をしましたが、文科省の教員の勤務実態調査では、教員の過密労働ぶりが実証されましたが、その改善については手がつけられておりません。少しでも前進を図りたいと考えます。

さて、平成18年4月に改正された労働安全衛生法が施行されておりますが、文科省は18年4月3日に各県教委に通知文としておりました。これを4・3(ヨンサン)通知といいますが、残念ながらそのとき、愛知県教育委員会は各市教育委員会に通知文をおろさなかったことから、未実施でありました。

そこで今年の8月に、ようやく通知文が市教委に届いたわけですが、早急に具体化させていく必要があります。

4・3通知の内容は、長時間労働者への医師による面接指導の導入や、労働時間の適正な把握、労働安全衛生体制の整備、労働安全衛生対策に係る教育について教職員に周知徹底するとともに、具体化するようとしております。

本市での取り組み状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

2つ目の質問に入ります。健診制度の改善を求めて。

1点目の妊産婦健診について質問します。

ここ最近、脳出血を起こした妊娠中の女性が、8つの病院で救急搬送を受け入れられずに、亡くなるという悲しい出来事が起こりました。この背景には、産科医が減り、分娩できる施設が減ってしまったという問題もあります。

もともと日本では、分娩のほとんどが自宅で行われ、出生1,000人に対する周産期の死

亡は 46.6 人、母体死亡は 1.66 人でした。

今はほとんどが病院や診療所での出産になり、1,000 人の出産に対して周産期死亡は 3.3 人、母体死亡は 0.04 人となり、劇的な周産期医療の改善がなされたわけであります。

そのため、お産は安全なもの、だれでも正常に終わるものという認識が広がりましたが、とはいえ、亡くなる赤ちゃん、母親はいますし、障害が残ることもあります。

ところで、妊産婦健診の費用が1回につき 3,000 円から 5,000 円ほどかかり、経済的な問題で受診しないケースもあることがわかり、厚労省も妊産婦健診の公費負担の望ましいあり方について提言を示し、その中で妊産婦健診の重要性について記述があり、公費負担を5回まで保証するようになりました。そのため、本市でも今年から5回保証することになりました。

しかし、厚労省の提言では、最も望ましい回数が 14 回程度であると記述されているのですから、国が保証することが当然ともいえます。

去る 10 月 17 日に、舛添大臣がお金がなくとも妊娠、出産は国が面倒を見るということをはっきり打ち出したとして、10 月 30 日に発表された追加経済対策で妊産婦健診 14 回無料化が盛り込まれました。

このことから、今年 10 月に愛知県自治体キャラバンが行われたとき、ほとんどの自治体が拡大について検討をするという考えを示されました。本市も、昨日の答弁で近隣を見て努力していきたいと申されました。どこも様子見では前進しません。

国庫補助は当面 2010 年までですが、それ以降については、厚労省は今後の実施状況を見て検討するというものです。自治体が積極的に推進することによって、国を動かしてまいりますので、本市からの発信を願うものであります。

これに加えて、産後の健診も大切です。乳児の1カ月健診とともに、産後健診を安心して受けられる制度を創設されることを求めるものです。

2点目は特定健診、いわゆるメタボ健診の改善について質問をします。

4月からメタボ健診として始まった特定健診、保健指導に住民からの苦情が多く寄せられております。その多くの苦情は、健診項目が削減され、これでは自分は健康といえるのか、まだほかに病気が潜んでいるのではないかという不安の声がほとんどであります。

例えば、従来の住民基本健診では、慢性腎臓病の早期発見に有効とされる血清クレアチニン検査がありましたが、今現在は見送られています。慢性腎炎などは、急性腎炎にかかったことに全然気がつかなくて、何かのときに偶然見つかるものがあり、中には進行するまで気づかず、相当重い症状が起こって、初めて発見されるものもあるそうです。

そのため早期発見、早期治療のための健診が必要であり、健診があつてこそ住民は安心できるものです。

だからこそ、健診を受けても必要な検査が受けられないという事態があつては許されません。住民の健康を守るためにも、従来の健診に戻すことが必要であります。

なお、この特定健診は各自治体からも見直しの要請が高まることが考えられますので、

ぜひ国に対して見直しを求めていただきたいと思います。

この点について、見解をお聞かせください。

3つ目の質問に入ります。子育て支援・子どもの医療費無料制度の年齢引き上げと父子家庭に対する支援策を求めて質問をします。

1点目として、子どもの医療費無料制度は、入院は中卒まで、通院は小学校3年生まで拡大をされて、子育て世帯に大変喜ばれているところです。

ところで、愛知県自治体キャラバンでは、愛知県下の自治体ごとに、子どもの医療費無料制度の拡充に向けて働きかけを行っております。今年度も10月に一斉にキャラバンを行い、各自治体から回答をいただきました。

通院については、愛知県下では中学校卒業まで実施している自治体は18自治体あり、小学校卒業までの実施は13自治体になります。

そして、今後の拡充の計画として、小学校3年生まで現在実施をしている自治体の多くが、拡充は時代の趨勢、これは一宮市。そして豊川市では、拡大に向けて今調整中。また蒲郡市は、6年生までするよう検討中と、回答が寄せられております。

ここで、本市の自治体キャラバンへの回答では、将来的には中学校3年生までを対象にしたいと考えているとのこととあります。来年度は財政的に厳しいこともあり、一気にということにはならないようですが、せめて小学校卒業までは実施できないものでしょうか、見解をお聞かせください。

2点目の母子・父子家庭という配偶者の一人親家庭が増えています。一人親になった原因や背景はさまざまですが、母子家庭はもちろん、父子家庭も緊急に支援する必要があります。父子家庭の父親も収入を得るために残業、休日出勤なし、転勤なしなどという条件で仕事を探すとすると、パートなど低賃金で働かざるを得ません。

だから、母子家庭に支給されている児童扶養手当を父子家庭にも支給してほしいというのが、切実な願いではないでしょうか。

1961年に制定された児童扶養手当法では、「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭」と記しているため、同じ一人親家庭でも父子家庭は、どんなに収入が低くても支給対象になりません。

国が父子家庭への支援に背を向けている中、住民の声に押され、母子家庭と同様の手当を父子家庭にも独自に支給している自治体が生まれました。愛知県の春日井市を含めて10自治体です。

国の制度としても法改正を要請し、それまでは市としても支援策が必要ではないでしょうか、ご答弁ください。

4つ目の質問、介護保険制度の改善を求めて質問いたします。

介護保険の事業計画の見直しに当たって、国は介護従事者の処遇改善などのために、来年の4月から介護報酬を3%引き上げる方針を示しました。しかし、介護現場からは、この報酬では焼け石に水との批判が相次いでいるのも事実であります。

ところで、第4期事業計画の策定委員会が10月3日に開催され、保険料について当局から示された内容が、基金の取り崩しを1億円にして、階層を8段階にした2つの提案が示されました。委員会での審議の結果は、第2案の保険料率0.25から1.75の8段階、月額標準額4,200円前後の案が選択され、次回の策定委員会で確定案が出されるようでありませぬ。

確かに、現行の保険料が高いこともあり、第4期で引き下げられることは歓迎でありますが、月額標準額を4,200円で計算をしますと、第1段階は月額1,050円と、現行の保険料より2分の1以下であり、低所得者に配慮をされております。第2段階でも、本人世帯が住民税非課税であっても月額約1,900円、第3段階でも月額3,150円であります。

ただし、住民税非課税というより、生活保護並みの生活を余儀なくされている高齢者に対して、保険料徴収自体が酷ではないかと考える次第であります。既に多くの滞納者がいるのですから、そこで、この改善のために質問をします。

第3期で積み立てられた余剰金、基金は2億円以上であります。ところが、4期で取り崩すのは1億円で、保険料引き下げに充てられる予定ですが、2億円を取り崩さないのはなぜでしょうか。理由をお聞かせください。

また、せめて世帯が住民税非課税の高齢者からは、保険料の徴収を免除できるような施策など、高齢者に配慮できないものでしょうか、お聞かせください。

2点目に、9月議会でも質問をしましたように、介護認定者に障害者控除認定書など、個別の送付を求めてまいりました。その答弁は、お知らせを個別に送付すると答弁がありました。現在のところ、広報でお知らせをしていますが、認定者は約1,600人に対して、申請は126件であります。

また、お知らせしか送らないのは、介護認定と障害認定の判断基準が異なるから、一律には無理とのことがその理由と、以前にも申されましたが、既に認定書を個別に送付している自治体が増えてきているのですから、本市でも工夫をすれば同時送付ができるものと思ひます。この点について、お聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願ひます。

野田教育部長。

No.5 ○教育部長(野田 誠君)

では、1点目の教育現場での子ども、教師の環境改善を求めてにつきまして、2項目にわたってご質問をいただひますので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の全国学力テストについての本市の見解でございますが、全国学力学習状況調査の結果につきましては、以前の議会で述べさせていただいた内容と変わりござひませぬ。

せん。これまでの方針どおり、数値の公表は行いません。

保護者への分析結果の報告につきましては、計4回の豊明市学力向上対策委員会を実施し、報告内容を検討してまいりました。検討した内容を、保護者の方々にお知らせとして計2回ご案内させていただきました。

1回目は、愛知県・豊明市・各学校の傾向と児童生徒質問調査の結果について、10月9日に配布いたしました。また、11月13日に配布した2回目のお知らせでは、教育委員会と各学校の対策、基本的な生活習慣の定着に向けたご協力をお願いいたしました。

次年度の学力テスト参加につきましては、今後情勢を見ながら、豊明市教育委員会会議で検討をしてみたいと思います。

2項目目の労働安全衛生対策の本市の取り組みについてであります。これまでの各学校の取り組みといたしましては、校内に安全衛生委員会が組織の中に位置づけられ、校長や養護教諭や保健主事などを中心に、職場環境の安全衛生や教職員の健康相談などに対応してまいりました。

また、豊明市教育委員会といたしましては、豊明市安全衛生委員会において、各学校から委員を募り、薬剤師による環境検査などによる結果や各学校からの報告を受け、職場環境の安全に努めてまいりました。

しかし、今年度から改正労働安全衛生法が、教職員50人以下の事業場にも該当するようになり、教育委員会の体制整備が求められてまいりました。

各学校に改正労働安全衛生法を通知し、長時間労働による健康被害防止のための面接指導の導入について、概略の説明を校長に行っていただきました。

それと並行して、豊明市教育委員会といたしましては、「豊明市立小中学校における長時間労働による健康被害防止のための面接指導実施要綱」案の作成に取り組み、産業医の選任を医師会に依頼したところでございます。

今回の改正では、教職員の長時間労働による健康被害防止がねらいでありますので、各学校での校務分掌の偏りを解消することで、負担の均衡を図るということ。また、健康に関する相談体制の充実を、さらに図ってまいりたいと存じます。

以上で終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.7 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

健康福祉部に3項目の質問をいただきました。順次、お答えしたいと思います。

まず、最初に健診制度の改善を求めてのうちから、1項目目の妊婦健診のお答えでございます。

昨日もご答弁申し上げましたが、妊婦健診は国の子育て支援施策に伴いまして、今年

度より豊明は従来の2回を5回に拡充いたしまして、4月以降実施しているところでございます。

また、議員も壇上で申されたとおり、10月30日に、麻生総理の経済対策の定例記者会見におきまして、14回という数字が出されて、これを今年度にあわせて補正予算を組むということも打ち出されておりますが、現時点では現在、第2次補正はまだ国会のほうには上程されていないのが現状でございます。

ここで、じゃどのくらいの経費がかかっているのかということ、簡単にご説明いたしますと、当初の5回につきましては、舛添厚生大臣は国が持つということでおっしゃいましたが、この5回につきましては、地方交付税の交付団体につきましては地方交付税とし、それ以外につきましては、いわゆる一般財源ということで、現在5回につきましては、豊明市は不交付団体でございますので、一般財源措置で行っており、これにざっと2,000万程度はかかっております。

さらに、14回となりますと、3,600万ぐらいの予算が要るのではないかなという計算をいたしております。

このことから、一気に9回足して14回にしたらどうだというご質問でございますけれども、この部分を一気に拡大することは、非常に厳しい状況でございますので、昨日も申し上げましたとおり、現在予算編成中ではありますので、他市の状況等々の動向を十分注意しながら努力してまいりたいと、このように考えているところでございます。

2点目の特定健診の質問でございます。

特定健診は、本年度より各保険者に義務づけられた新規事業であります。保険者と申しますと、国民健康保険は豊明市長が保険者でございますので、豊明市が保険者になっております。

この健診項目につきましては、今年度の特定健診実施時に、9月ですけれども、2日間、保健センターにおいてアンケート調査を行いました。この結果、約63%が現在の項目に満足しているという回答を得ております。

このアンケート調査結果につきましては、国保運営協議会のほうでも先日発表したところでございます。

しかし、項目が少ない、従来の老健健診のような心電図検査、さらには眼底検査等々を実施していただきたいという声があったのも、事実でございます。

現在の大変厳しい財政状況の中では、市単独の検査項目を追加することは、非常に困難な状況であります。

しかしながら、議員もご承知のように、この特定健診につきましては、5年後に受診率65%を達成しない場合には、ペナルティーという形で後期高齢者医療支援金の10%を加算されるということの仕組みにもなっております。

こうしたことを総合的に勘案いたしまして、今後の財政状況も十分見きわめながら、受診率アップにつながるような魅力ある健診となるよう、検査項目を考えてまいりたいと考えて

おります。

続きまして質問の2項目目、子育て支援、子どもの医療費無料制度の年齢引き上げと父子家庭に対する支援策を求めてというご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初の子どもの医療費無料制度の拡大ということでございますが、子どもの医療費につきましては、20年度より今までの未就学児童の入通院無料から、入院につきましては中学校卒業まで、通院につきましては小学校3年生までの無料化を拡大いたしました。

今後も、義務教育児童生徒の医療費につきましては、さらなる拡大の必要性は十分感じているところでございます。

現在の大変厳しい財政状況の中では、すぐには困難な状況にあります。したがって、今後の財政状況を見きわめながら、段階的に実施できるよう努力をしてみたいと考えております。

続きまして、父子手当の関係でございます。

父子家庭の中にも、大変厳しい家庭環境にみえる方がいることは認識しておりますが、議員も壇上でおっしゃいましたとおり、児童扶養手当法第1条、この法律の目的でございますが、「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭」と明記されております。

したがって、児童扶養手当は母子家庭のみの支給と、現在国ではなっております。豊明市ももちろんそのとおり、国の準則に従いまして支給しているところでございます。

議員の質問にあります春日井市の事例をご発表されましたが、春日井市では子ども福祉手当という名称で、全額春日井市が支給しております。

しかし県下では、春日井市以外にはそのような動きはなく、さらに現在の豊明市の置かれている立場では、法律が改正されない限り、支給する考えはございません。

続きまして、質問の3項目目、介護保険制度の改善を求めてということで、2点ご質問をいただきました。

介護保険制度は、利用しやすい効果的な社会支援システムの実現により創設されました。国、県、市町村、医療保険者、年金保険者が重層的に支え合う社会保障制度でございます。

また、介護保険制度は、保険料負担と介護給付の関係が明確な社会保険方式が採用されており、社会全体で支え合う介護保険制度の趣旨から、第4期介護保険事業計画の中では、現行の6段階を多段階にすることによりまして、所得階層から見た保険料の設定の見直しを図りまして、低所得者に対して保険料負担の軽減を図る基本的な考えで、現在進めております。

2点目の障害者対象認定書の件でございますけれども、この申請書の個別送付につきましては、特に考えておりませんが、従来どおり市の広報によるPR、またホームページへの掲載、それから新たに納付書への記載、こちらに記載をいたしまして、PRに努めたいと考えております。

また、常に高齢者と接しております、要介護認定者に接しておりますケアマネジャーさん

のケアマネ会議が毎月、定例的に行われておりますので、こちらでのPRなど、個別的に努めていきたいと、このように考えております。

終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.9 ○13番(前山美恵子議員)

では再質問を、今ご答弁をいただきました介護保険のほうから入っていききたいと思います。

基金が2億円以上、もう2年を経過して2億600万で、さらに今年度積み立てがされる予定ですので、3億近くになるかというふうに思うんですけども、次期の保険料に引き当てるのに、1億円しか引き当てないという理由について、私は壇上からご質問をしましたが、あと残りの分について、なぜこれを基金のほうに積み立てているのか。これは保険料のほうの減額に充てるべきではないかというふうに思うんです。

これは来年度の計画、これは給付額がどれくらい要って、介護者がどれくらいになってという、もう3回、策定計画を立てているわけですから、かなり正確な数字が出るはずですので、基金を余分にとっておくという必要はないはずですよ。なぜ1億円しか取り崩さないのか、この点について。

それから、障害者控除のあれなんですけど、9月議会では、納付書に記載して、広報だけでなくお知らせをするんですか、そのようにお聞きをしました。日進市でも、それから北名古屋市とか豊橋とか、そこら辺でも案内だけの送付では、やっぱり漏れがあるんですね。たくさんの方が申請をされていないものですから、これは比較をしますと、申請書を送っているところは、たくさんの方が申請をされているんです。

ですから、申請書なり認定書を送れというふうに私はさんざん言ってきたんですけども、これが税金のほうから控除できるよということが、新たにわかったとき、国税局のほうから各税務課のほうに、介護認定者については、介護認定書と障害者控除対象認定書を極力同時に交付をすることという文書が出回っております。

これは介護保険の担当ではないんですけども、税務課のほうに、豊明市の場合、昨日聞いたものですから、まだちょっとわからないと言われたんですけど、他市では届いているということなんです。

ですから、認定書と申請書を同時に交付をしているんですけども、まだ間に合うものですから、案内書とともに障害者の申請書を送ってはいかががかなと思います。お答えください。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.11 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

まず、最初の基金の取り崩しの件でございますけれども、10月3日の策定委員会におきまして、実は委員長のほうから事前に、この10月3日の策定委員会で粗い数字を出していただきたいと、こういう要望がございました。

それは9月の初めでございますけれども、その時点ではなかなか情勢が読みづらいという部分がございます、10月3日の策定委員会では、粗い数字をお出しいたしました。もちろん、この時点では介護報酬3%アップということは、まだ決まっておりました。

ということで、議員は市のホームページのほうから会議録のほうを検索されたかと思いますが、実はあの数字については、本当にごく粗い数字でございますので、12月22日に策定委員会がございますけれども、これに向けまして、基本的に基金の2億円を入れた数字を、今現在計算しているところでございます。

それから、2点目の証明書の関係でございますけれども、文書につきましては、平成14年のときの国税庁からの文書であろうかと思いますが、以前、前担当部長のほうからも税務課長のほうに、名古屋国税局のほうへの問い合わせを依頼をいたしました。このあたりの部分については、実は余り定かではございません。そういったことで再度、国税局のほうに私どものほうも問い合わせをしてみようかなということを、今思っているところでございます。

それから、認定書と同時に申請書を送ったらどうだというお話ですけれども、当然障害者に認定された方の中には、障害者手帳を所持の方もおみえになりますし、障害者認定イコール障害者の控除が受けられるというものではございません。これは何度も前部長と議場でおやりになったとおりでございます。

今回、少しでもPRということで、納付書のほうにも記載をしてPRをするという方向を打ち出しましたものですから、いわゆる申請書の送付につきましては、はっきり申し上げて不要な方もみえるわけですね。

例えば、独居の老人は今、豊明では1,000人を超えております。不要な方にもお知らせ、申請書がいくわけです。そうした場合、やはり高齢の方ですと、市からの文書というのがわかりにくい、またわからないという場合も多々ございます。そうした状況も踏まえて、申請書のPRということだと思います。

終わります。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.13 ○13番(前山美恵子議員)

すみません、時間を急いでいるものですから、もうちょっと早口でご答弁をお願いしたいと思います。

障害者控除のお知らせと、それから申請書を送っているところが増えているんです。お知らせと同時に、これは控除の認定書を出すには、申請書を窓口を持って行って、そこで調べていただいて、はまるよと言われた方に、認定書その場に出していただくということなんです。

ですから、対象者は、わざわざまず取りに行かないといけない。また、家へ持って行って、また書いて、また持ってこないといけないということなんです。

ですから、お知らせと一緒に申請書を持っていく。その間に、当局のほうでは、この人ははまるかはまらないかという下調べをしておいて、持っていらっしゃったら、すぐその場で書いて、お渡しをするということで、一度行き来する手間を省くためにも、お知らせと申請書をお送りしているところが増えてきております。

三重県のいなべ市は、電算システムを変えて、まあ20万ぐらいであれなんです、はまる人とはまらない人を初めにより分けて、それから申請書を送っている。そのことから申請、それから認定の発行が数段に増えたということで、あそこの三重県一帯では、そういう方法が広がっているということなんです。

ですから鈴鹿市長も、記者会見で大変市民に喜んでいただいているというふうで、ホームページにも書いていらっしゃるぐらいなんです。

ですから、障害者控除が、普通の障害者控除でもはまれば、3万、4万戻ってきます。特別障害者控除でも5~6万はいくんじゃないですか。これが1年、2年となれば、10万円の税金が戻ってくるというのは、高齢者にとっては、これは権利として放棄することは、本当に許されないことなものですから、あくまでもこう申し上げているんですが、今紹介をしたところについて次回までにどうか、もう12月末で締め切って認定書というか、発行になるもの、早急に先進地を視察して、切りかえていただきたいと思います。

お知らせと同時に申請書も一緒に送るだけですので、郵送料もかかりません。別に変わりませんということで、よろしく願います。

それから、介護保険料について2億円の取り崩しをしていただくということで、そうしますと、このホームページでは1億円の取り崩しで計算をされております。そうすると、保険料については、これは変更になるのかなと思いますし、それから新たな1億円を余分に崩すことで、どこにこれは利益が上がってくるのでしょうか。

私もちょっと壇上で申し上げましたように、非課税の人、もう生活保護基準の人は、大体

年間約 80 万円で生活をしているんですけれども、生活保護の人は、もうこれで保険料は免除をされますが、それ並みの生活をしていらっしゃる人は、さらに年間2万円、3万円という保険料は、到底払えません。

ですから、ここに配慮をする必要があるのではないかとということで申し上げているんですけれども、この点について、これは必要ではないかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、父子家庭なんですけど、母子家庭同様、所得が大体年間 230 万円の人は、母子家庭の児童扶養手当をいただいているんですけれども、やっぱり父子家庭でも所得 230 万円の方は、多分いらっしゃると思うんです。大体十数人というふうにお聞きしました。これは児童扶養手当を計算しますと、年間 550 万円ほどのことで、この父子家庭の方に児童扶養手当がされるんですけれども、この点について、ちょっと検討はできないものでしょうか。

それから、時間がないので、子どもの医療費は財政的に段階的に引き上げたいというふうで、まあ小学校卒業まで無理なら、あと1年、いかがでしょうか。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.15 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

できるだけ早口で答弁いたします。

まず、最初の介護保険の利益云々のお話でございますけれども、いわゆる年収 80 万の年金者の部分が、いわゆる介護保険法ではベースになっております。

したがって、市で独自に、いわゆる減免等々の処遇をとということでございますけれども、現在私どもが考えておりますのは、所得段階1、2の階層の方、この方たちが減免対応ですと、いわゆる申請書を出していただかなければならない。

したがって、そうした部分をショートカットをするためにも、いわゆる保険料のビルトイン方式の採用を今現在のところ、その方向で考えております。

それから、父子手当につきましては、最初の答弁でも申し上げましたとおり、補助ができたらということも考えましたが、現在、補助ができて国も補助は3分の1でございますので、3分の2は市費を使うという形ですので、これについては考えておりません。

それから、子ども医療ですね。これにつきましては、やはり1年増で約 2,000 万強という費用がかかりますので、現行、現在でも豊明市は県下でもちょうど中庸ぐらいの、小学校3年生は中庸ぐらいでございます。

議員は壇上で一宮市の例をご案内されましたが、一宮は現在まだ保育園までが無料でございます。ここら辺の部分を他市並みの小学校3年生までに引き上げるというのが、一

宮市の目標でございますので、そういった部分を加味いたしますと、「とよあけキッズしあわせプラン」にも、確かに書いてございますけれども、やはり現在の財政状況からすれば、小学校3年生ぐらいまでかなと、これ以上はちょっと難しいのではないかなという見解でございます。

終わります。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.17 ○13番(前山美恵子議員)

父子家庭ですけれども、現在、市と県の遺児手当を支給されている父子家庭が、大体11人ぐらいいらっしゃるというふうにお聞きしている。これは児童扶養手当の基準、まあ所得が少ないから、この階層でも母子家庭は大変厳しいという声が、今上がっているんです。ですから、児童扶養手当をいただいている、同じような、同程度の父子家庭なんかは、さらに厳しいのではないかと。

それからもう一つ、父子家庭であるがゆえに、母子家庭ですと、子どもさんの医療費はとにかく無料ですよ。ですから、3年生以上の父子家庭の子どもさんは、医療費は3割負担になりますので、これも大きいものですから、やはり同じような生活の厳しい父子家庭、一人親家庭ですけれども、この人たちへの対策というのは、やっぱりこの不況の中、リストラが吹きすさぶ中、この手当というのは大変必要なので、550万ぐらいですので、また検討をしていただくためにも、父子家庭の方の状況調査ぐらいは、それから相談体制などを整えて、していただきたいと思っております。

妊産婦健診と、それから健診なんですけれども、妊産婦健診は昨日もお答えがありましたように、国が予算化をすれば、大体の感触では、近隣を見て努力していきたいという話ですので、国がすれば、これは他市もみんなどこでも同じなんです。

瀬戸市や豊橋や岡崎や、もうみんなざあっと調べてみたんですけれども、国の動向を見て、国がやればやるというふうに言っているものですから、どこも様子見でやらないなんてということになったら、国は2年後に継続するなんていうことはしませんので、やっぱり背中を押す意味でも、ここで踏ん張らないといけないというふうに思っています。

そのときには里帰りとか助産院は当然対象になる。それから、実施の時点でも、妊娠中の妊産婦さんも対象にするということを、ちゃんとお約束をしていただきたいと思っております。

特定健診は、これは重要なので、特定健診については、集団健診を受けられた人と医療機関で受けられた人の感触は大分違うかなとは思っておりますけれども、お医者さんに聞きましたら、今回の特定健診を受けられて、項目が余りにも少ないものですから、心電図も眼

底検査もない、腎臓検査もない、貧血もない、こういう状況で、この結果が出て、全部異常なしなんです。だけれども、あなたは健康ですよという太鼓判は押せない。

ですから、もしあなたが本当に自分が健康かどうかというのを調べたいのなら、自費で検査を受けてくださいと、こうお勧めをしているというふうにお医者さんが言われました。

やはり自費で検査をするとすると、3割負担ですのでやめますということになって、そうすると、この人の隠されている病気について、これは1年、何かの病気になったときでも、これは保証できないということになるんでというお医者さんのお話です。

たまたま、この方がいただいた所見は、心電図の関係なんですけれども、心電図、眼底検査は前年の状況を見て、しかも心電図を受けられるのは、高血糖、脂質異常、高血圧、肥満の4項目のすべてに、これははまらないと医師が受けてもいいよというふうにならないものですし、この人は心電図の前年の所見は要指導です。この人も心電図の検査は受けられなかったわけです。

これが健診の役割を果たしているかということになると、やはりこれは問題ではないかなということで、近隣の市町を見たんですが、国のマニュアルどおりにやっているのは、日進、東郷、豊明だけなんです。

三河のほうの全部は聞いてないんですが、瀬戸、それから尾張旭、それから長久手、長久手はもう昨年並みと全部一緒です。それから、昨年並みと一緒のところもかなりありました。

それで、そこまではいかないけれども、プラス貧血とか心電図とか、それからクレアチンを入れるとか、そういうところも結構ありまして、それはどういうものかと言いますと、やはり先ほども言われましたように、魅力ある検査項目にしないと、7年後に65%にならないという、そういう問題があるから、あそこで10%削減されるんだったら、今のうちに出しておいて、ちゃんとあのときにクリアしておいたほうがいいんじゃないかということで、住民の喜ばれるように全部検査をしているというお話でありましたけれども、本市でも一番基本に戻れば、以前の基本健診のカリキュラムを組むべきではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.19 ○健康福祉部長(濱島義和君)

特定健診でございますけれども、いわゆる20年度から健診制度が変わりました。

今までの昭和50年代から進めておりました老健健診にかわりまして、20年度からはいわゆるメタボに焦点を充てた健診、いわゆる特定健診であります。

そうした部分から、住民の方々には非常に淡泊な健診というふうなお声も、確かに伺って

おります。どうしてもメタボが中心となりますと、腹囲をはかったり、そして心電図とか、そういった部分のカットの場合も多々ございます。

しかしながら、やはり健康づくりには最初の健診が第一でございます。住民の方に納得いただけるような健診項目のメニューを追加という、単独追加ということは、私どものほうも十分視野に入れて、現在やっているところでございます。

何せ、今年は1年目でございますので、来年度もアンケートをさらに増やして、住民の意向調査等々を十分把握したいと考えております。

終わります。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.21 ○13番(前山美恵子議員)

学校教育のほうに入りますが、学力テストについては、市のほうでは、公表については独自にしないということよろしいでしょうか。

それと、公開請求が愛知県でも起きておりますが、教育委員会のほうでは学校別のあれは公開はしないと。だけれども、審査会のほうでは公開しろという、それが出ているというようなことも聞いているんですが、公開請求をしたら、これは公開をしないという、学力テストの要綱に忠実に沿って、ちゃんと説明をして、その点について非公開にしていきたいと思えます。これは果てしなく競争が始まっていくということになりますので。

そのことから、来年度の学力テストについては多少、情勢については検討していただけるということですが、これは前向きに考えてよろしいのでしょうか。

それから、教職員のですけれども、今現在、要綱をつくって、産業医も指定をするということなんですけれども、昨年も私は教員の大変な多忙さ、それから非常に心身的に疲れ果てているということを申し上げて、やはり教育長もそういう状況が、同様の傾向があるというふうにおっしゃられたものですから、今回の4・3通知の内容を、まず遵守していただきたいと思うんですけれども、例えば長時間労働者の医師についての面接指導なんですけれども、ここの中に、週40時間を超える労働者が、1カ月当たり100時間を超えた場合、それから80時間を超えた場合、それから45時間を超えた場合、この三通りについて面接、それから医者からの指導を受けるようにというふうに、これはなっておりますが、現場では今、校長が教員に100時間を超えたら行ってこいと、これは個人任せになっているんですね。

多忙な中で、教師がこれはなかなか行くことができない。それは何かといたら、教師は1日、タイムカードも押しませんで、全然時間の概念というか、ありませんので、残業をし

ていても、残業をしているかしてないかわからない状況ですので、この法律の一部のところには、時間の把握をしろというふうに書いてあります。

この点について、方法として、やはり実のあるものにするためには、この要綱案ではどういうふうに、これは示されているのでしょうか。お願いします。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.23 ○教育部長(野田 誠君)

では順次、お答えさせていただきます。

学力テストについての数値の公表につきましては、お答えさせていただきましたとおり、今後も引き続き豊明市教育委員会としては公表いたしません。

それから、2点目の開示請求の関係で、これは公開審査会のありようというのか、議論にゆだねるということになるかと思いますが、この中でも豊明市教育委員会としての意見陳述の場面はあるかと思しますので、それは従来の基本的なスタンスを、そのとおり陳述していきたいと思えます。

それから、次年度以降の学力テストへの参加か否かにつきましては、お答えさせていただきましたように、状況、情勢を見ながら、教育委員会会議に諮って決めてまいりたいと存じます。慎重に対応してまいります。

それから、長時間労働の件に関してですが、18・4・3通知を受けまして、私どもも豊明市立小中学校における長時間労働による健康被害防止のための面接指導実施要綱を案として今つくりつつあると、もうほぼでき上がっておりますので、18・4・3通知の理念といったものを踏まえて、こういったことを作成していくのかなと、今成案中ですので、詳細については、まだ今の段階ではお答えできかねます。

以上です。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

残り時間、あと1分半ぐらいです。

No.25 ○13番(前山美恵子議員)

要綱を出される前に、いろいろ教育委員会のほうで状況を把握して、よりよいものを提

案していただきたいと思うものですから、申し上げているんですけども、ここのところで超過勤務で、今言いましたようにメンタルな問題とか抱えていらっしゃる。これは文科省の実態調査でも、過密労働ぶりが証明されているわけですから、こういう人たちを今どうするかという問題が大きいと思うんです。

そうすると、この人たちがすぐさま、やはり面接なり、それから医者に行って相談をするなり、解決策の一つずつ糸口をほぐしていかないといけないと思うんです。

そのために、教師の方は面接指導なりに行きたいんですけども、今言いましたように校長が行ってこいよというだけでは、これはなかなか足が踏み出せないんです。

もう本当に休憩の時間もないほど働いている状況ですし、それとその基本、今 100 時間を超えたり、80 時間を超えたりとかした場合には、これこれこういうもので、これだけ働いたから、やっぱり自分は疲れ切っているし、精神的にも疲れ切っているから行こうかなというものもあるわけです。

ですから、ここで一番ポイントになるのは、労働時間の把握の状況なんですけれども、この点についてお願いします。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、13番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時13分再開

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番 松山廣見議員、登壇にてお願いいたします。

No.28 ○12番(松山廣見議員)

議長のお許しを得ましたので、壇上にて通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、定額給付金についてお伺いします。

11月12日、政府与党で定額給付金の大纲が決まりました。大事なことは、市民に定額給付金がきちんと漏れなく実施されるよう、全力を挙げることです。

政府与党の新たな経済対策の柱となる総額2兆円の定額給付金については、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と、金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という2つの意味合いがあると言えます。

11月28日、総務省が新総合経済対策の定額給付金について、都道府県と政令指定都

市を対象に説明会を開き、定額給付金事業の概要、たたき台を公表しました。

それによると、所得制限は設けず、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とすると明記し、支給は口座振込にすることを基本に、年度内、平成21年3月末日の給付開始を目指すとしています。

支給額は1人1万2,000円で、65歳以上と18歳以下は1人2万円。

支給方法は1、郵送申請方式、2、窓口申請方式、3、窓口現金受領方式の3方式を示しました。

市町村が世帯主に申請書を郵送し、世帯主は申請書を市町村に郵送するか、窓口を持参して、市町村が口座に振り込む方式が望ましいとしました。

また、世帯主が申請書を窓口を持参して、現金を受け取る方式も示し、市町村はこれらを組み合わせて実施するが、現金の受け渡しは振込が難しい場合に限ることが望ましいとしています。

市町村の判断で所得制限をする場合については、事前の所得制限は無理と判断し、2010年5月ごろに2009年の所得を確認し、基準を超えていれば返還を求める方式を示しました。

基準は年間所得1,800万円を下限に、各市町村が定めます。所得制限をしない場合でも、市町村は一定の考え方により支給の辞退を呼びかけることができるとしました。

外国人については、永住外国人や日本人の配偶者、定住者などは支給の対象になりません。

今後の検討の課題としては、申請期限を受付開始日から3カ月以内、または6カ月以内のいずれかにするか。長期出張者など、郵送も窓口申請も難しい人にどう支給するか。年齢算定の基準日は1月1日か2月1日か、などとしました。

今回の定額給付金事業の概要、たたき台の公表で、定額給付金の地方丸投げ批判は、根拠のないことが明確であります。

野党やマスコミは、定額給付金をばらまきだと一方的に批判するが、専修大学法学部の藤本一美教授は、寒い世の中で一つの暖かいニュースと評価しています。

17日付の日本経済新聞に載った調査で、63%の人が定額給付金に賛成だったように、国民の多くは師走を前にホットな話題にしっかり反応してくれています。

新潟県のある市長は、市民に何かほっとする、安心だと思ってもらえる事案を行うことが、一番大事なことではないでしょうかと話しています。

例えば、小学校3年生を筆頭に5人の子どもを抱えた大阪市のお母さんは、7人家族で12万4,000円の臨時ボーナスが出たら、東京ディズニーランドを計画中的のこと。

また、東京から岩手県に転居した年金暮らしのご夫婦は、給付額4万円で古くなった電化製品を買いかえる予定とか、定額給付金は生活支援策になるし、レジャー費用にもなる。新しい電化製品代や衣料品代にもなるでしょう。国民家計とハートを元気にし、景気を刺激するのが、定額給付金の役目です。

国のガイドラインの11月28日発表に沿って、高額所得者を除く問題も含め、各市町村が実情に応じて交付要綱をつくり、対応することになります。大事なことはスピーディーな対応とスムーズな運用、そして無事故のために、準備作業に万全を尽くすべきであると考えます。

よって、以下をお伺いします。

- ①定額給付金実施本部を早急に立ち上げることを強く要望します。
- ②定額給付金の本市において給付される総額は幾らになるのでしょうか。
- ③給付の手續に市役所窓口で市民が殺到しかねないかということですが、万全な体制を求めます。
- ④給付の実務について、例えば施設に入っている方や、寝たきりのような方の場合など、詳細な制度設計についても早急な検討を要望します。

この給付金は、生活者にとって希望です。その希望は、活力を生むと信じます。国民生活を支援するために行政があり、その手間は国民のためであり、行政は仕事が増えるなどと言わず、全庁を挙げて取り組み、豊明市は大成功で終了できたと発信できたらと思います。

次に、特別支援教育支援員の推進についてお伺いします。

学校教育法等の改正により、昨年4月から特別支援教育が法的に位置づけられました。

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。

通常の学級においてもLD、すなわち学習障害、ADHD、注意欠陥・多動性障害の方、自閉症等で学習や生活の面で特別な支援が必要な児童生徒が、文部科学省調査で6.3%程度在籍していると見られています。

こうした児童生徒への支援を行うため、従来は都道府県及び市町村の独自予算で介助員や学習支援員などを配置して対応していました。特別支援教育が法的に位置づけられたことにより、小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行う者を、特別支援教育支援員として昨年度から地方財政措置が講じられています。

特別支援教育支援員の業務内容の一例を挙げますと、学校教育活動上の日常生活の介助、食事、排泄などの補助や車いすでの教室移動補助など学習活動上のサポート、LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒に対する安全確保などです。

昨年3月の第3回定例会で特別支援教育支援員の拡充について質問させていただき、支援員配置についてより一層の努力をするとの答弁でした。

そこで、お伺いします。

①19年度4名の支援員を採用している報告がありましたが、20年度現在、何名の方を採用していますか。

②配置されていない学校がありますか。どこでしょうか。

③21年度に向けて予算要望されているでしょうか。

財政厳しい状況ですが、児童生徒のために特別支援教育支援員の存在は必要不可欠です。来年度、平成21年度の地方財政措置予定額は、今年度同額の約360億円が予定されています。全小中学校に配置できるよう要望いたします。

最後に、地上デジタル放送への円滑な移行推進についてお伺いします。

地上デジタル放送への完全移行、2011年7月24日まで2年9カ月を切りました。地デジの魅力は、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質、高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害のある人にも配慮したサービスや、携帯端末向けサービス、ワンセグの充実などが期待されています。

双方向番組、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定です。

総務省が今年9月に行った最新の調査では、地デジ対応の受信機の世帯普及率は46.9%で、現在の地上アナログ放送が終了する時期についての認知度は75.3%でした。

公明党のこれまでの取り組みとしては、青年委員会が2006年11月から2007年1月にかけて、視聴者の負担軽減を求める署名活動を実施、約326万人の署名簿を、当時の安倍晋三首相など関係閣僚あてに提出し、地デジ放送への円滑な移行、視聴者の負担軽減、経済弱者への配慮などを政府に要望してきました。

こうした公明党の要望を受けて、総務省は今年7月24日、低所得者への受信機器の無償配布を柱とする地上デジタル放送推進総合対策をまとめました。

総合対策では、1、経済的に困窮している家庭への支援として、生活保護世帯を対象に2009年度から2年間で地デジ受信用の簡易チューナー配布。2、現在のアナログテレビを使い続ける人向けの簡易チューナーの開発、流通の促進。3、高齢者、障害者等への働きかけとして、きめ細かく受信説明会を開催するとともに、販売店、工事事業者の紹介などサポートを行う。4、山間部など地デジの視聴が難しいと推定される最大35万世帯への対策など、公明党が推進してきた視聴者に配慮した支援策が盛り込まれました。

また、2009年度概算要求で、生活保護世帯に対して、デジタル放送を受信するための簡易チューナーを無償給付するための予算、128億円を始め、総額600億円を計上したところ です。

そこで、次のことについてお伺いします。

①難視聴地域の対策はどのように考えていますか。

②高齢者、障害者等へのきめ細かな受信説明会の実施を総務省は掲げていますが、当市ではどのように取り組む方針でしょうか。

③当市所有建物の影響により受信障害を及ぼす恐れのある世帯の把握など、受信障害

対策についてどのように取り組む方針でしょうか。

④地デジ移行に伴って、「工事が必要だ」などと言葉巧みに高齢者に近づき、工事費を振り込ませるなどの事件が全国で発生していますが、悪質商法への対策は当然のこととして、地域住民への周知徹底策をどのように考えていますか。

⑤大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に取り組む方針でしょうか、お伺いします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.30 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、まず定額給付金について回答をしていきます。

定額給付金につきましては、国においてその制度がまだ詳細に発表されていないので、現在のところは国の動向を注視しているところであります。

制度の実施に当たりましては、平成 11 年の地域振興券の事例等を参考にして、万全を期していきたいと思っております。

では、それぞれの質問事項に回答していきます。

定額給付金実施本部の件ですけれども、定額給付金の対応につきましては、所管課といたしましては企画部の企画政策課が担当をしていきます。

また、迅速で正確な事務を運営処理していくために、市役所内でプロジェクトチームを立ち上げ、このプロジェクトチームで準備を進めていく予定であります。

それから、2点目の豊明市において給付される総額はということですが、現在、市の総人口、外国人も含めますが、約6万 9,000 人です。この方たちに1人当たり1万 2,000 円の給付がされると、この額だけで約8億 3,000 万ほどとなります。

さらに、ここに 18 歳以下と 65 歳以上の人には加算額がつきますので、その加算額の総額が約2億円あります。

これをトータルいたしますと、本市全体で約 10 億 3,000 万の支給となると見込んでおります。

それから、3点目ですけれども、窓口体制の万全の件です。

給付の具体的な手続は議員のご指摘のとおり、窓口に殺到することも予想されますので、基本的には口座振込方式を優先したいと考えております。

現金での支給については、事故等があるかもしれませんので、避けたいと考えております。

給付の手續方法は、慎重に万全を期した体制を組んで臨みたいと考えております。

それから4点目、給付の実施に当たっては詳細な制度設計をの質問でありますけれども、給付の実務につきましては、本人の確認の方法、あるいは現金支給の場合の手法など、詳細な手續を要綱で制定していきたいと思っております。

市民の方に少しでも負担の少ない方法で、給付事務を実施していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.32 ○教育部長(野田 誠君)

2点目の特別支援教育支援員について3項目ご質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、1つ目の今年度、20年度現在、何名の方を採用しているかということですが、9名の特別支援教育支援員を採用し、9校に配置させていただいております。

豊明小、栄小、中央小、沓掛小、双峰小、大宮小、三崎小、館小の8小学校と、栄中学校です。

2点目につきまして、配置されていない学校は、先ほど述べました以外ですので、1小学校と2中学校です。

唐竹小学校、豊明中学校、沓掛中学校の3校が、まだ未配置でございます。

3点目の新年度に向けての予算要望でございますが、これにつきましては、特別支援教育支援員の配置につきましては、より一層の充実に引き続き努めてまいります。

よろしく願いいたします。

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.34 ○経済建設部長(山崎 力君)

地上デジタル放送への円滑な移行推進についてということで、4点について私のほうから回答させていただきたいと思っております。

1番目の難視聴地域への対策はどのように考えているかということでございますが、難視聴地域は山間部や都心のビル街などが考えられておまして、山間部については、中継局を整備しているということでございますが、当市については、現時点では該当地域がないというふうに考えております。

また、中部電力による共聴受信施設については、アナログ放送の終了をもって、廃止の予定ということでございますが、19年度に中部電力より廃止の工事のお知らせを配布しているということでございます。

それから、2番目の高齢者、障害者などへのきめ細かい受信説明会の実施を、総務省が掲げているということでございますが、市といたしましては、広報やチラシなどでPRするとともに、お年寄り等の世帯もございますので、社会福祉課、高齢者福祉課等にもお願いをいたしまして、民生児童委員を始め各関係の団体に協力をお願いして、PRを図っていきたいと考えております。

また、テレビ等の受信状況でございますが、これはテレビだとか型式、年式、それからメーカー等も違いますので、詳細については電気メーカー、それからケーブルテレビ等で視聴してみえる方たちについても、そういった専門的なところにお聞きをさせていただいて、そういった対応をしていただくことが、一番確実な方法でございますので、そういった信用のあるといえますか、そういったところでお問い合わせをさせていただくことが、一番肝要ではないかと思っております。

それから、当市所有の建物の影響により受信障害ということでございますが、市の公共施設が受信障害を及ぼすというものについては、現在のところないものと思っております。

それから、4番目の地上デジタル移行に伴って「工事が必要」などと言葉巧みに高齢者に近づく悪徳商法ということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、PRをさせていただきたいと思っておりますが、この年内と申しますか、近いうちに、総務省が出しましたPR用のチラシが届く予定になっております。

そのことについて、テレビについて大切なお知らせということで、先ほど申し上げました地デジの関係だとか、悪徳商法に関する注意事項等々のチラシができてまいります。そのものを公共施設等に置きまして、皆様に見ていただくような機会を設けたいと思っております。

さらに、新年度につきましては、先ほど議員も申されましたように、3年を切った状況でございますので、広報等で、あるいは折り込み等で、特集的なそういった地デジに移行される内容のものを考えていきたいというふうに考えております。

終わります。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.36 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、市民部からは地上デジタル放送への円滑な移行推進についての中から、最後の項目になります大量廃棄が予想されるアナログテレビのリサイクル対策についてご答弁を申し上げます。

平成13年の4月より家電リサイクル法が制定をされ、家電4品目が粗大ごみの対象から除外をされました。この家電4品目というのは、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを言いますが、この4品目につきましては、メーカーがリサイクルを行うこととなりました。

この地デジ移行の際にも経済産業省、それから環境省は、予測を上回る台数の廃棄があっても、家電リサイクル法に基づく義務を果たせるように適切に指導するようということで、指導が出ております。

地上デジタル放送移行の際につきましては、大量廃棄に伴い本市においても不法投棄が心配されますので、より一層のパトロール強化を行うことと、それにあわせて市民の方に対しましては、その処分方法についてのPRに努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.38 ○12番(松山廣見議員)

3項目について質問したんですが、それについて詳しく回答をいただきましてありがとうございます。

まず、1番目の定額給付金についてお尋ねします。

回答の中で、①番の実施本部を早急に立ち上げていただけるということで、ありがとうございます。

この中で、また企画部の所管、そしてプロジェクトチームの立ち上げということも考えてくださっておりますので、一番このことを早急に立ち上げて、そしてスピーディーに無事故で行っていただけることが、最善の要望であります。

そこで、金融危機による市民生活への影響を当局はどう認識して、定額給付金についてどのように期待を持っているのか、お伺いしたいと思います。

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.40 ○企画部長(宮田恒治君)

金融危機に対する市民の生活への影響と、それから定額給付金についての期待をどう思っているかというご質問ですけれども、今の市民生活につきましては、原油高、それか

ら原材料高によりまして、生活必需品が軒並み値上げをされている状況であります。

こうした状況は、家計を直撃している状況であると思いますので、市民の生活は非常に苦しい状況にあると思います。

また加えて、世界的な金融危機が、これに輪をかけていますので、さらに市民生活はますます苦しい状況であるのではないかと思います。

こうした状況の中で、今回の定額給付金は、こうした市民生活への支援給付金と、それから地域経済の対策に資するという目的で交付されるものでありますので、市といたしましても、その効果をぜひ期待したいと思っております。

以上で終わります。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.42 ○12番(松山廣見議員)

今回の給付金は、本市には約 10 億 3,000 万ぐらいの概算、そういう給付金が入ってくるわけですが、この金額に対しては、本当にすごい金額だと思います。

これを、例えば商工会とか、そちらと連携しながら、市行政の業務増を嘆くだけでなく、そういう商工会とか、そういうところとも連携しながら、何かプラスになるようなことは、今後考えられないでしょうか。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.44 ○企画部長(宮田恒治君)

今回の給付の目的が、地域経済に資するということを目的としておりますので、この効果をぜひ期待したいと思います。

また、そういった商工会と共同でできることもあれば、一度考えてみたいと思います。

以上で終わります。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.46 ○12番(松山廣見議員)

ぜひ商工会等ともいろいろ連携して、またこの経済対策が進んでいけるように、当市の発展のために、そしてまた市民の生活のために取り組みをお願いしたいと思います。

この制度ですけれども、やはり市民に負担をかけないようなそういう対策、これは先ほど答弁をいただきましたが、ぜひ無事故で対応できるような、そういうことをお願いしたいと思います。

次に移ります。

2番目の特別支援教育支援員の件ですが、昨年9月議会のときに質問いたしまして、あの当時は4名だったんですけれども、それが9名になっている。そして努力していきますという、そういう答弁でありました。

今、唐竹小学校1校と豊明中学校、そしてまた沓掛中学校と、あと小学校1校と中学校2校が残っているということですので、市内の全校に行き渡るように、早急にやはりこういう対策ができるように、平等に児童生徒が教育を受けられるような形をとっていただきたいと、そのように思います。

この予算要望の件ですけれども、これは一応考え方として、支援員の増員のことも含めて予算要望をされているんでしょうか、お伺いします。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.48 ○教育部長(野田 誠君)

引き続き努力してまいります。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.50 ○12番(松山廣見議員)

じゃ、前向きに努力していただきたいと、そのように思います。

最後の地上デジタル放送への円滑な移行推進、このことについて。

これは4番目と5番目が、住民に対して、また当市の政策として一番大事なことだと思い

ます。

この4番目の悪質商法ですね、これは本当に高齢者に限らず、皆さんがターゲットになっていきますので、その点を警察ともタイアップしながら、力強い対応をぜひお願いしたいと思います。

そしてまた、チラシ等も公共施設のみじゃなくて、やはり各区の町内会とか、そういうところにもどんどん依頼していくような形をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.52 ○経済建設部長(山崎 力君)

こういった悪質商法でございますので、一番気をつけていただきたいというのは、訪問販売と電話勧誘等がございます。

そういった形で、先ほど議員もおっしゃられたように、いろんな形で国なり、そういったところで補助制度等もございますので、そういったことで勧誘をされて、自宅訪問をされて、工事の方法だとか、変えなければだめですよとか、いろんなことがあると思います。

そういった詐欺まがいなことに引っかからないといいますが、言葉がちょっと悪いかもわかりませんが、そういったことを防御するについては、テレビを買ったところ、お買いになったところですね、そういったところだとか、先ほど申し上げましたようにメーカーだとか、CC Net の関係のところでも問い合わせをしていただくというのが、一番確実な方法だと思います。

国も言うておりますように、先ほど申し上げましたパンフレットはできておりますが、そういったことの内容を掲げてございます。国の窓口もございますが、そういったところでご相談になられても、そういった専門店で、地域によっても違いますし、それからテレビの型式等でも違いますので、そういったところでもよく確かめていただきたい、相談していただきたいという内容が書いてございますので、先ほど申し上げましたように、訪問等でそういった相談といいますが、テレビ対応のことについては、できるだけ乗らないで、信用のあるところでご相談をしていただきたいというふうに考えております。

終わります。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.54 ○12番(松山廣見議員)

ありがとうございました。

5番目の大量廃棄、これが予想されます。先ほど、市民部長からもお話がありましたが、あと2年9カ月ですけれども、今、既にいろいろと買いかえをしたりしていると思います。

今からテレビの大量廃棄の不法投棄が起きてくると思いますので、環境監視員とかいろんな方で、また地域においてもいろいろと監視の目を向けていただいて、そして不法投棄を少なくするようなことに、しっかり取り組んでいていただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、12番 松山廣見議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時54分休憩

午後1時再開

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.57 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず、障害のある子どもの教育についてお伺いいたします。

平成17年に「発達障害支援法」が施行され、教育委員会に自閉症やアスペルガー一症候群、その他広汎性発達障害などの児童生徒に対する教育的支援、そして支援のための体制整備などの責任が課せられました。

その2年後、平成19年には学校教育法が改正され、これまでの特殊教育が特別支援教育と改められました。

文部科学省は、特別支援教育は障害のある子どもたち一人ひとりが持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導と必要な支援を行うよう通知しました。

また、特別支援教育は障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、ノーマライゼーションの実現、共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の将来にとっても重要な意味を持っていると位置づけられています。

発達障害の発生率は6%に及ぶと言われ、本市にその数字を当てはめると、小中学生で370人、通常学級1クラス当たり2人程度在籍している計算になります。これまで落ちつかない子、しつけが悪い子などと言われていたこうした子どもたちが、支援の対象になったわけです。

本市では、特別支援学級が置かれ、教員にプラスして6人の支援員が配置されるなど、努力は認めるものの、万全と言える状態ではありません。

障害のある子どもたちの教育を実りあるものにするための支援策について質問いたします。

まず1点目、国は教員の専門性の向上の必要から、研修を行うよう指導していますが、教員や支援員への研修は十分行われていますか。

また、保護者からの相談体制の整備、実態把握や必要な支援の着実な実施も欠かせないとしています。障害児の母親が重度のうつになるリスクは、通常の10倍との指摘がありますが、親や家族への支援はどのように取り組んでいくのでしょうか。本市の課題と解決策についてお聞きいたします。

2つ目、今申し上げましたとおり、支援を必要とする児童生徒の数は大変多く、教員だけではとても手が足りないことから、文部科学省はボランティア等の活用を進めています。

文科省のホームページでも地域の人材活用について、注意がそれている子どもに声かけするなどの授業補助、障害のある子どもが使いやすい教材の提供、着がえやトイレの生活面での支援、見守りや休み時間の遊び相手など、多くの事例や成果が紹介されています。

本市でも地域の人材活用を積極的に進めるための仕組みづくりが必要と考えます。本市の考え方、方針についてお聞かせください。

質問の2項目目、市の保有財産の有効活用についてお伺いします。

市は道路を除く85万平方メートルの土地と、16万3,000平方メートルの公園のトイレなどを含め約130の施設、そして多種多様な備品を所有しています。言うまでもなく、すべて税金によって購入されたものであり、市民の財産です。これらを有効かつ効率よく使用することが重要です。

また、不要なものを持ち続けることは、維持管理コストの面からも無駄なことです。随時精査し、場合によっては転用や処分を踏み切る必要があると考え、質問をいたします。

まず1点目、第5次行政改革に、未利用地の売却が上げられており、19年4月には「普通財産土地売却要綱」が設置されました。売り払いに必要な事柄が定められたようですが、予定されている売却件数と、売却による収入見込額、今後の進め方をお伺いいたします。

2点目、また行革には、「財源確保のため、すべての使用料の料金改定を図る」も含まれています。実施時期が平成21年度となっていますが、当面は改定は見送ると聞きました。改定見送りの理由と公共施設の利用率向上策をお聞きいたします。

3つ目、花き市場に対し道路用地約 1,000 平米を無償貸し付けしています。間もなく 15 年を経過しますが、いつまでこれを続けるのでしょうか、お答えください。

4点目、市分庁舎2階の会議室は行政財産で、市民の使用は認められていません。しかし、消防署から転用された5年後の平成 15 年に、商工会との協議で産業振興課の専用会議室と位置づけ、同課の管理のもと、商工会の使用を認めることにしたようです。

しかし、実際の管理は商工会任せで、商工会が自由に使用しています。施設の有効活用の面から、この際、一般市民も使えるように見直してはいかがでしょうか。

5点目、公用車や備品など、市が使わない土日、祝日に、区や町内会、NPO団体等の公益活動に貸し出してはどうでしょうか。活動支援にもつながり、有効と考えるので、制度化を求めるものです。

質問の3項目目、市民協働の推進とまちの活性化を進めるためにを質問いたします。

眠っているまちの資源を役立てる「空きスペースバンク」は、使われていない土地や建物の物件を、公益的で非営利な活動団体に活用してもらうための仕組みで、空き地や民家などの持ち主と、活動の拠点として土地や建物を探しているNPO団体等にそれぞれ登録してもらい、市のホームページなどで閲覧できるようにし、相互の条件が合えば利用してもらおうというものです。

愛知県では、以前よりこうした取り組みが実施されており、県の「空きスペースバンク」のホームページでは、県内の 25 の民家や工場、店舗、公共施設などが、子育て支援や高齢者の生きがい活動、障害者の自立支援の場、また芸術家の作品展示のスペース、喫茶店やアンテナショップなど、さまざまな施設に生まれ変わった事例の紹介もありました。

そこで、市民協働の推進とまちの活性化を進めるために、「空きスペースバンク」の活用を提案します。

この空きスペースの活用のためには、空き地などを提供していただくことが重要です。そうした提供を促すためにも、NPO活動の活動拠点として使用されている土地、建物の固定資産税の減免が必要と考えます。また、活動のために使用されている軽自動車税の減免も、事業の継続に大変有効と考えます。

「空きスペースバンク」とあわせて、減免の実施を求めます。

以上、壇上での質問を終わります。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.59 ○教育部長(野田 誠君)

それでは、1点目の障害のある子どもの教育について、順次お答えさせていただきます。

昨年度より特別支援教育がスタートし、特別支援学級の児童生徒のみならず、通常の学級における個別支援を必要とする児童生徒への支援について、各小中学校では校内委員会を開催しております。

また、各学校の特別支援コーディネーターが窓口となり、担任とともに家庭との連絡や関係機関との連携を行ったり、校内における特別支援教育の研修や情報を提供したりするなど、特別支援教育の推進を担っております。

お尋ねの研修の関係ですが、現在、特別支援教育にかかわる研修といたしまして、主に次の4つの研修が行われております。

1つ、特別支援コーディネーター研修会、2つ目、特別支援担当者研修会、3つ目、特別支援事例研究研修会、4つ目、特別支援教育管理者研修会、以上、4つです。

それぞれ説明をさせていただきます。

1つ目の特別支援コーディネーター研修会は、各小中学校に1名設置されたコーディネーターを対象とした研修会です。

市の現職教育として、6月に三好養護学校の特別支援コーディネーターの先生を講師としてお招きをし実施いたしました。内容といたしましては、特別支援コーディネーターの役割と特別支援教育の進め方についての研修でした。

また、県による特別支援教育推進者研修会、特別支援コーディネーター指導者研修会等も行われております。

2つ目の特別支援担当者研修会についてですが、4月に各小中学校の特別支援学級の担任を対象に実施いたしました。

また、年5回行われている市教研定例部会においては、特別支援学級の交流や情報交換を行っています。

また、今年度は中学校区ごとに特別支援の事業計画を計画しており、特別支援教育における小中学校の連携を図っているところです。

3つ目の事例研究研修会は、愛知県の特別支援学校による支援事業として行われており、養護学校の先生による巡回相談での研修です。今年度は市内3校が対象となり、学期に1回ずつ事例研究を行っているところでございます。この研修会は、校内だけではなく、他の小中学校の先生方にも参加を呼びかけ、研修を進めております。

最後の4つ目の管理者研修会は、校長、教頭を対象とした愛知県の研修事業であり、年に数名ずつ研修に参加していただいております。

こうした研修会が月に1回は実施されており、各小中学校での現職教育や校内委員会等で情報交換として伝達されております。研修会の充実はもちろんですが、学級指導の時間の確保が何よりも大切でございます。研修会がより効果的に進められるよう、今後も計画していきたいと考えております。

一方、特別支援教育に対する支援については、特別支援学級へのサポートとして、特別支援員を現在9校、小学校に8校、中学校に1校、9校に1名ずつ配置しております。

現在、本市の特別支援学級は 17 学級であり、来年度はさらに2学級に新設を申請している状況です。

年々、特別支援教育への相談も多くなってきていることから、より相談体制を整えていくことが大切です。子どもたちの障害や様子も一人ひとり異なっており、各小中学校の特別支援コーディネーターとの連携を密にし、各校の特別支援教育の現状と課題に応じた支援が必要です。

今後も、関係機関への連携と協力を得ながら、支援体制を整えてまいりたいと考えております。

2点目のボランティアの関係ですが、現在、特別支援学級だけでなく、通常学級における個別支援が必要な児童生徒も増加傾向であります。支援体制の整備が喫緊の課題と考えております。

現在、特別支援が配置されている学校においても、決して支援体制は十分とは言えません。担任外の主任や教頭、校長が特別支援教育への支援に当たっているのが現状です。

特別支援学級の教育ボランティアについて、学校では特別支援教育に限らず、読み聞かせを始め給食や清掃などにおいて協力を呼びかけております。

また、愛知教育大学の大学生がボランティアとして特別支援学級に入り、子どもたちの活動をサポートしている学校、これは小学校です。

桜花学園の大学生が、1年生の通常学級の中で特別支援が必要な子どもたちの支援をしている、これは小学校でございますが、学校もでございます。

ボランティアによる支援体制を整えていくためには、何よりも特別支援教育に対する理解を図っていくことが必要です。

特殊教育が特別支援教育となり、同学年の学級との交流による活動や通級学級における指導など、場面ごとにそれぞれの子どもたちの様子や活動に応じた支援体制が必要です。

特別支援員との協力した支援体制のあり方や、特別支援が必要な児童生徒の保護者との連携を密にしながら、特別支援教育に対してより一層理解していただき、地域の人材の確保と有効な活用に努めてまいりたいと思います。

以上です。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.61 ○総務部長(山本末富君)

それでは、総務部所管部分につきまして、順次ご回答を申し上げます。

まず、市の保有財産の有効活用について5点、ご質問をいただきました。

1点目の未利用地の売却件数と収入見込額、今後の進め方についてでございますが、土地につきましては、形状が不整形、面積過少かつ単独利用ができない土地であって、市において利用見込みのないものについては、隣地所有者に売却をしていく考えでございます。

その他、整形地で面積が整っているものにつきましては、将来的な利用度を考慮した上で売却について検討をしていきます。

今後、整備する予定のない、いわゆる里道でありますとか水路で、隣地所有者の申請により払い下げた普通財産は、20年度につきましては現在までに3件、面積で約100平米、金額にしまして約258万円となっております。

2点目の使用料の関係でございますけれども、使用料につきましては、4年ごとに見直しをすることとしております。21年の4月が改定の時期となっておりますので、本年の7月より関係課と試算を行い協議してまいりましたが、現行の使用料と比較して、すぐに改定すべき状況にはなく、使用料の改定を見送りました。

なお、施設の利用率向上策につきましては、それぞれの施設で向上策を講じております。

3点目の花き市場関係でございますけれども、花き市場の用地につきましては、その敷地内の排水路及び農道と市道拡幅部分の用地を相殺した形で、残存部分について無償貸与をしております。

また、花き市場を誘致する際に、同市場につきましては公共性、公益性が高く、市への貢献度等を考慮して無償貸与としてまいりました。

今後につきましては、5年ごとの契約更新時に判断してまいります。

次、4点目の分庁舎の関係ですけれども、現在、分庁舎2階の会議室につきましては、産業振興課の専用会議室として使用していますが、産業振興課を通じ商工会も使用してみえます。

今後においては、市も会議室が必要というふうを考えておりますので、一般貸し出しにつきましては、当面考えておりません。

5点目の公用車や備品の貸し出しでございますけれども、公用車につきましては、豊明市自動車等管理規程で公務の遂行上必要とするほか使用してはならないと定めております。

また、職員以外の者が公務外で事故を起こした場合、現在市で加入している保険の適用はございません。

管理上の問題もございますので、公用車の貸し付けについては、現在のところ考えておりません。

また、備品につきましては、市民協働課において、公共的活動に対し机、いす、テントなど、また図書館では、社会教育を目的とした登録団体に対しまして、ビデオカメラ、プロジェクター、スクリーンなど視聴覚機材を、環境課では草刈り機などを貸し出ししております。

今後も目的に沿った貸し出しをしてまいります。

次に、もう一点ご質問がございます。市民協働の推進とまちの活性化を進めるための中の、固定資産税や軽自動車税の減免につきましては、豊明市税条例第 49 条第 1 項で市民税の減免を、同じく第 65 条第 1 項第 2 号で固定資産税を、同じく第 80 条で軽自動車税の減免を規定しております。

また、細部につきましては、減免に関する規則にゆだねております。

この中で、法人市民税の均等割の減免は、本年、公益法人が公益社団法人、公益財団法人に改正されたのにあわせ、今までは法人市民税の均等割は、収益事業を行っている法人に対しては適用していなかったのを、収益事業を行っていても、収益が出ない、赤字の場合は、減免の対象になるように拡大をいたしました。

ご質問の土地、家屋の固定資産税の減免につきましては、地域住民が直接利用している集会場等からNPO法人の活動拠点として使用される土地、建物までの拡大につきましては、他市の動向を見ながら判断していきたいと考えております。

また、公益のため直接専用するものと認める軽自動車、例えば地域の自主防犯活動のための青色回転灯パトロール車など、公益的な社会事業に供した場合の軽自動車税の減免につきましても、他市の動向を見ながら判断していきたいと思っております。

以上で終わります。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.63 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、市民部のほうからは3項目目になりますが、市民協働の推進とまちの活性化を進めるための中から、ご提案をいただきました「空きスペースバンク」についてご答弁を申し上げます。

この制度は、愛知県の地域振興部土地水資源課が、平成 17 年度からスタートさせた制度で、地域の活性化、それから福祉・コミュニティー活動、そしてNPO等の活動拠点、そして起業支援、芸術文化活動などの公益的で非営利的な活動への有効活動を目的として、民間の使われていない土地や建物に対して、提供希望者と利用希望者の仲立ちをするための登録制度だと承知しております。

「空きスペースバンク」につきましては、愛知県地域振興部土地水資源課に現在の状況をお聞きしましたところ、平成 17 年度から4年近く実施してまいりましたが、この間、提供希望者と利用希望者の両者において契約が成立した件数は、わずかということでありました。

このことから、愛知県では利用者が少ないため、平成 20 年度末をもって、この制度を中止をするというふうにお聞きしております。

本市におきましては、NPO活動支援の立場から、この「空きスペースバンク」の活用について、市内で活動している団体等に閲覧していただくために、このホームページと市のホームページ及び「とよあけ市民活動情報サイト」にリンクして紹介していくことは、期限があるものの、県の土地水資源課にもリンクの承諾を得ていますので、できるものというふうに考えております。

また、本市独自で「空きスペースバンク」を市のホームページで行うことにつきましては、先に答弁させていただきましたとおり、県の事例については、県全体で4年間の契約件数が少なかったことから、市独自で行うことは、今のところ考えておりません。

しかしながら、しばらくの間、県の「空きスペースバンク」を利用させていただくことを、市ホームページ等で紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁を終わります。

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.65 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、今の市民協働の推進とまちの活性化を進めるためにから再質問を始めてまいります。

「空きスペースバンク」ですけれども、今年度中ということになると、3月、あと数カ月になりますね。それだけの短い期間で効果があるのでしょうか。

契約が少ないからということですが、私が考えるに、その次に掲げました固定資産税の減免、やっぱりこういったものとセットで行っていかないと、土地を持っていらっしゃる方、空き家を持っていらっしゃる方の登録が進まないんじゃないかというふうに考えて、質問を2つ並べたわけです。

市として、ではそのNPOの拠点をどのように確保していくのか。「空きスペースバンク」がだめであれば、次なる策は何か考えていただいているのでしょうか、お願いいたします。

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.67 ○市民部長(竹原寿美雄君)

この件につきましては、市としても、どの活動団体がどんな意向を持ってみえるのかとい

うところを、探らなければいけないと思うんですが、その情報をいただければ、空き家情報があり次第、所有者の方に了解を得て、紹介をさせていただくようなこともできればと考えております。

ただ、市のほうは仲介業務は行いませんので、紹介のみという形になろうかと思います。以上です。

No.68 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.69 ○15番(山盛左千江議員)

意向調査は早急にしていただいて、意向はあるとわかっているものだから質問しているので、お願いします。

空き家の情報があり次第と言われても、情報があるかないかは、どうやって市はキャッチするのでしょうか。そのための「空きスペースバンク」なんですね。なので、それをしているかないと、空き情報はキャッチできないと思いますが、考えていただきたいと思います。

それから、登録を促すためには、非営利活動団体の借りている家賃の補助、あるいは改修が必要ですので、改修の補助をしている自治体も多数、県内にはあります。

景気が厳しいときに、こういったところにお金がなかなかつかないということもあるんでしょうけれども、例えば富士吉田市が私有地の登録制度をつくってありまして、その制度を利用して売買の契約が成り立った場合、100分の1を奨励金として出しますというふうに公告したそうです。

そうすると、1か月に4件の申請があったというのが、ごく最近の情報ですけれども、ありました。すなわち、メリットがあれば、こういった情報は入ってくるというふうに私は踏んでおりますので、今の固定資産税の減免とあわせて、もう一度答弁をいただきたいと思いません。

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.71 ○市民部長(竹原寿美雄君)

固定資産税の減免とあわせてというご質問でありましたが、申しわけございません。固定資産税の減免のほうは、私どものほうではお答えできませんが、私どものほうのNPO

の活動を支援する課といたしましては、今お聞きしました事例を一度見せていただいて、検討というのか研究をさせていただいて、ただ非常に財政状況が厳しい中で、新しい制度を設けていくというのは、なかなか難しいことだとは思いますが、一度研究させてください。

以上です。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.73 ○15番(山盛左千江議員)

市民協働の「協働のみちしるべ」というのができました。協働を進めるためのいろんなプランが書いてあるわけですが、その中に本市にNPOへの税制優遇制度がないことが、大規模事業への展開の妨げになっている。固定資産税等の減免をしていけば、もっと大規模な活動が展開されるのであろうというふうに想像しているわけです。

それで、その実施期限が平成22年となっています。22年、すなわち再来年であります。ということは、22年度中に税制優遇制度を確立しておく必要がありますが、このことについて再度、答弁を求めます。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山本総務部長。

No.75 ○総務部長(山本末富君)

行動計画に減免のほうの拡充が載っていることは、もちろん承知しております。

また、市の方針といたしまして、市民活動団体に積極的に支援するというふうにも載っておりますので、当然そういった中の一つの方法の中に、まあ固定資産税の減免があるというふうに考えております。

当然、近隣市町、あるいは財政状況、そういったものをいろいろ勘案した中で、実施時期について今後もまた詰めて考えていきます。

以上です。

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.77 ○15番(山盛左千江議員)

その減免制度のタイミングと「空きスペースバンク」というのは、一緒であったほうが多分効果的に動くと思いますので、早急に減免をいついつからやるというふうに言っていただいて、「空きスペースバンク」の広告というか、PRを始めていただく、そんな手順でやっていただければいいのかなと思いますので、これは期待をしておきます。

次に、市の保有財産の活用についてお伺いいたします。

第5次行革の未利用地の件ですけれども、3件で258万円ということですが、予定されている売却の件数、そのときで地価が変わりますけれども、現時点で収入の見込みは幾らだったのか、お願いいたします。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.79 ○総務部長(山本末富君)

その当時、例えば市街化の中で住宅が建てられてすぐ売れるとか、そのようなところは現在、一般会計の中でございませんので、土地取得特別会計の中で売れそうなところが5~6筆ございますけれども、この時点では、とりあえずまだ売るつもりはないです。

未利用地でも、利用条件を先ほど答弁いたしましたように近隣の方、あるいは隣地の方、そういった限られた部分売っていくという方針を掲げておりますので、このときのほかのほうの売却予定額というのは把握というか、そういう計画はしておりませんでした。

以上です。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.81 ○15番(山盛左千江議員)

行政改革にどかんと載っていたので、さぞたくさん出てくるのだろうと期待をしていたものですから、その程度ですかと、ちょっとがっかりですけれども、使っていないところで草刈りだけしているところがたくさんあるわけです。売却しないまでも、どういうふうの有効活用すればいいのか。一部、前後駅南駐車場にしましたけれども、そういうことも含めて、あるいは

景観を考えて花を植えるとか、地域の方たちに活用してもらおうとか、いろいろ方法がありますので、売ることが無理であれば、そういった活用も含めて検討していただきたいと思います。と思いますが、企画部長、いかがでしょうか。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.83 ○企画部長(宮田恒治君)

この第5次行革の中に、確かに市有地の売却のプランはありますけれども、項目として上がっておりますが、ここでの目標額は掲げておりませんので、今後も未利用地については積極的に売却をして、行革を進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.85 ○15番(山盛左千江議員)

売れそうなところ、あるいは売らないともうやっていけないということが出てくるかもしれませんが、そう頑張らずに情勢を見て、そんなような決断をしていただきたいというふうに、これはお願いをしておきます。

それから、使用料の改定が見送りになった経緯に移りますけれども、これについて、いろんな施設の利用状況を調べたんですけれども、一部紹介しますと、南部公民館会議室Aの年間必要経費は約900万円でした。19年度にその会議室を使った回数は125回、これで割ると、1回当たりの費用が7万2,000円ということになります。

公民館の事業に採算性を求めることは、本末転倒ということも私も承知はしておりますが、とはいえ会議費の350円を得るために205倍の費用をかけて、それでいいのかということは、当然考えなくてはいけないことだと思っております。

講座のあり方だとか、稼働率をいかに上げるかを、どのように考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.87 ○教育部長(野田 誠君)

ご案内のように公民館は、中央公民館と南部公民館がございます。ご指摘の南部公民館においても、各種の講座を設定し開設させていただいております。魅力ある講座を引き続き探求していくということが、遠回りのようで近道かと存じます。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.89 ○15番(山盛左千江議員)

あそこは駅から近いので、若い人たち、駐車場を必要としていない人たちの利用も、しやすい場所にあるかなというふうに考えております。

図書館まではちょっと遠いということになると、一応小さな図書室があるものですから、夏休みあるいはテストの前に、会議室を開放してもらって学習室に使わせてあげるとか、あるいは、そういった若い人たちの居場所づくり的な意味合いを込めるために学割を設定するとか、そんなことも考えられるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.91 ○教育部長(野田 誠君)

問題は2つかと思います。

まず1点につきまして、会議室の有効利用、特に高校生あたりかと思います。

私も、私ごとですが、夜間に南部公民館に最近2回ほど伺ったことがございます。その中に図書室のコーナーと、それから南部公民館の事務室の前にちょっとしたソファがありますので、そこにも高校生と思われる若者たちが十数名、一生懸命静かに勉強しておられました。そういうことから考えると、会議室も当日空いていればいいのかなと。

ただ、当該施設は有料施設ですので、予約があれば言うまでもございません。当日の時間帯、夜の時間帯ですと、多分6時からであったかと思いますが、6時から9時であったでしょうか、その前に来ていただいて空いておればということはいけません、当日の予約も可能ですので、それはフレキシブルに対応はできるかと思います。

それから、2点目の学割の件につきましては、もちろん教育委員会は公民館施設以外にも公共施設をたくさん抱えております。とはいうものの、すべての公共施設が教育委員会の関連施設ではありませんので、これは一概に私がこの場で学割もというように提案するということは、ちょっと差し控えさせていただきます。

ただ、しかるべき会議の中では、それも一考の余地があると思いますので、一つのお考えかなと存じ上げております。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.93 ○15番(山盛左千江議員)

子育て支援センターが駅の南側にできました。大変利用が多くて、いい施設なんですけれども、その耐震診断がまだされておられません。

民間の方から借りていることもあり、そちらで耐震診断をしていただかないと、まずいということもあって、今そんな話はできているというふうに聞きましたが、もし耐震が必要となり、その費用を地主さんが負担することが難しいということになると、当然転居も余儀なくされるというふうに思われます。

子育て支援センターは今、年間約600万円の賃貸料を払っているわけなんですけれども、例えばどこか空いている施設に移転して、子育て支援センターを運用するということになる、この600万円は使わなくても済むかもしれないというようなこともありますので、そんなこともちょっと検討していただけたらいいというふうに、これは提案しておきます。

それからあと総合福祉会館、社会福祉協議会が主に使っているところなんですけれども、そこからシルバー人材センターが出ていきました。ほかに会館をつくったものですから、転居したわけですが、その影響もあって、中はがらがらの状態でした。貸し出しできるのは2部屋だけで、後は空いていても貸し出しは基本的にしていないので、余り利用されていません。

総合福祉会館を社会福祉協議会だけが専用に使わなくてはいけないということでもないと思います。そういったことを見直して、いろんなことで使えるように、これも検討したらどうかというふうに思います。

例えば、高浜市ですと、旧幼稚園というところを有効活用しているんですけれども、障害者や高齢者、それから子どもの交流の場ということで、共有型の事業を展開しております。これは社会福祉協議会の事業としてやっておられるわけなんですけれども、そういった複合施設的な活用をすれば、今の社会福祉協議会ももっと生きるのではないかというふうに思います。

こういったことが無理だとするならば、今は対象を絞っておりますけれども、もっと広く、どの会議室や部屋も一般の方が使えるように登録制を見直すとか、そういったこともあってもいいと思います。

社会福祉協議会の平均の利用率は38%です。それも貸し館している2部屋だけです。貸してない部屋を入れると、もっと率は下がりますので、こんなことも検討していただくことができるでしょうか、答弁をお願いいたします。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
濱嶋健康福祉部長。

No.95 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

担当の社会福祉課のほうから社会福祉協議会のほうに一度打診をいたしまして、協議の場を持ってみたいと、このように考えております。

終わります。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.97 ○15番(山盛左千江議員)

次に、最も利用の低い農業改善センターのことについて申し上げたいと思います。

農業改善センターの平均利用率は17.1%でした。それも小会議室で太鼓の練習ができるように、多少防音の部屋にしたので、その部屋が40%をちょっと切れるぐらいの利用率があるから、何とか平均17%になったというような状況です。ここを除くと11.4%なんです。朝、昼の利用ができる割合を計算すると。

これはもう考え方を換えれば、農業改善センターの当初の目的はもう達成できたのではないかと、そんなふうにもとれるわけです。

ということで、ここについても何か思い切った改善なり、何なりが必要かと思っておりますけれども、何か考えがありますでしょうか、お願いいたします。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.99 ○経済建設部長(山崎 力君)

農業改善センターでございますが、一番そういった利用率が悪い原因ということで私どもが思っているのは、立地的な問題が非常にあるんじゃないかなと。北のほうで、交通の手段もないというようなことがございまして、利用率が悪いということでございますが、もちろん必要な部分については、利用していただければ結構でございますので、できるだけそういった利用ができる、またPR等をさせていただきたいと思っております。

終わります。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.101 ○15番(山盛左千江議員)

PRするのはいいんですけれども、何をどう売のかというところが全然見えてこないんですよ。頑張りますとか、PRしますとか、考えますというのは、何をどう考えて、どうやって利用率を上げるのか。もうそれがだめだったら、別にもう一回考えてみるということをしていただきたいわけです。

例えば、市役所の食堂は午後2時で今閉まってしまいます。カギもかかっています、もう使用できないようになりました。その2時の閉店後、何か使える方法はないだろうかということも一つだと思っております。

それから、豊明の市役所の裏側の駐車場ですけれども、あるNPO団体が車の駐車場として使っております。当初は注意されたようなんですけれども、改善がないので今のところは黙認の状態だというふうにも伺いました。車があればどこかにとめるわけですし、それが必要なことであれば、そういった市役所、あるいは市役所でなくてもいいんですけれども、どこかあいつた車がとまっていることが、何か治安にプラスになるような、そういった駐車場を確保してあげる。そういったことも、市としてはいろいろ考えていただきたいと思っております。

それから、利便性の向上ということからいくと、勤労会館が市の施設になったことで、全館月曜日に休館になりました。以前は月曜日に開館していたところもあるんですけれども、そういったことも見直す必要があるのではないかと。そして、さっき言ったように登録制をとっているところについては、それを見直す。

あらゆる面において市民のニーズをよく聞いて、どんなような講座をすれば、どんな条件をつければ、どういう目的に会館を衣がえすれば利用していただけるか、それを一つひとつ考えるのも必要ですけれども、全体としてどうしていくかということも、当然必要になって

くると思います。

ちょうど本を読んでいたら、補助金適正化法の規制緩和が来年から行われるという記事を読みました。これまでは補助金を返さないと、あるいは耐用年数を過ぎないと、違う目的では使えないということになっていたんですけれども、法改正というか、規制緩和において、おおむね10年を経過すれば、国に報告をするだけで、別の使用ができるということになるようです。

となると、実に自治体には都合がいいわけですから、こういった機会にぜひ全体の見直しを図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、お願いいたします。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.103 ○総務部長(山本末富君)

当然、時代の移り変わりを反映した中で、いろんな施策の見直しというのは必要だというふうに考えております。

昨日の答弁の中でもちょっと申し上げましたけれども、企画部と総務部のほうで、行財政改革プロジェクトチームというのが発足いたしました。来年度からは、全庁的に全部の職員をそのプロジェクトの中に入れて市の施策全般を見直すと、そういった部分もございまずので、そういった中でもぜひとも検討していきたいというふうに思います。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.105 ○15番(山盛左千江議員)

では、いついつまでというふうに、期限を切ってやっていただきたいと思いますので、時間がありましたら、いつまでに、この公共施設の活用については結論を出すのかというのを教えていただきたいと思います。

次に、花き市場ですけれども、これまで花きに対しては利子補給の補助を行ってまいりました。その総額は約6,000万円です。それで1,000万円の無償貸し付けを今の地価で計算すると155万円、15年間で2,300万円、トータルすると1億近い助成というか、補助を花きに対してしたことになります。

次期の更新のときに判断するというふうにおっしゃいましたけれども、次期の更新は21

年の4月1日であります。ということは、もうあと数カ月でその時期が来るので、質問したわけですが、わすかでもお金をいただけるような、そんな交渉ができるのか、再度お願いいたします。

それから、商工会館のことについてお聞きしますが、市も会議室として使うから、一般には使わせないということなんですけれども、商工会館は今一般の商工会だけでなく、一般の会員の方も自由に使っておられるのですけれども、これは問題がないのでしょうか。

それから、覚書によりますと、産業振興課が一応管理をするということになっていますけれども、それも正しく履行されておりませんが、この点についての改善はどのようにしていくのか、お願いいたします。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.107 ○総務部長(山本末富君)

まず、花き市場の更新時の関係でございますが、現在確かに面積で言いますと約 1,000 平米ほど、こちらのほうで借地料をいただければ 150 万というような計算をされたようなんですけれども、ただ一面をとらえればそういうことなんですけれども、花き市場というのは県の卸売市場整備計画に基づく花き市場でありますし、本市のほうも県とタイアップした中で、誘致をしてきたというようなこともございます。

また、そういったいろんな面から公共性、公益性があるというふうに判断をしておりますので、次回の更新時にこういった点も今のままの無償を考えております。

それからもう一点、商工会館の活用は一応覚書のような格好で、当時の商工会、現在の産業振興課のほうに専用的に使っていただくというふうになっておりますので、あとその先は運用面でのお話だとは思いますが、不都合な点がございましたら、今後そういった点も見直していかないといかんというふうに考えております。

以上です。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.109 ○15番(山盛左千江議員)

覚書を遵守するのであれば、その管理は覚書どおり市が行うということになるかと思い

ます。

分庁舎については、市が管理をし、使用については商工会が使われればよろしいので、そんなふうになればいいと思います。

また、一般会員も使えるようになりますと、商工会の一般会員と一般市民との違いというのは、もうほとんどないです。となると、一般の人の利用についても、今後考えていく余地があるのではないかというふうに思いますので、それもあわせて十分検討をしていただきたいと思います。

なぜならば、その会館の商工会の2階の稼働率は、そういうふうに商工会の人が自由に使っておられても22%程度です。実に低いです。市役所から近い、市の駐車場を使えば、お客さんもたくさん利用していただけるようなところでありながら、この程度の利用率では余りにももったいないですので、これをいかに有効に使うかという視点で、考え直していただければありがたいというふうに思いますので、これはお願いをしておきます。

それから、公用車や備品の貸し出しですけれども、公用車については考えていないと。ただ、管理規程を見直せばいいんじゃないですか。それから、保険も変更すればいいんじゃないかなというふうに思います。

他市町では、結構こういうことをやっているものですから、よそができてうちができないのはどうしてかなと、ちょっと不思議な感じがしますので、しっかり研究、検討をしていただいて、できるものならそういった形で生かしていただきたいと思います。

それと、備品についてですけれども、もう既に貸し出しをしているかのごとく、私には聞こえてまいりました。では、その貸し出しのときの申請、手続は、どんなふうにして貸し出しているんでしょうか、お願いいたします。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.111 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、先ほど総務部長のほうから答弁した中の、市民協働課においてお貸しをする部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、市民協働課のほうでは、NPOの方に対して貸し出しをしております。机、いす、テント、ハンドマイク、カラーコーン、連結バー、トラ柵、はっぴ、以上の項目だけでございますが、これは備品借用申込書という書式があります。これをもってお申し込みをいただいて、お貸しをしております。

以上です。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.113 ○15番(山盛左千江議員)

一番最初に壇上で申し上げましたとおり、どれ一つとってもすべて税金で買ったものばかりです。支障がない限り、空いているものは使えるように、今の品目に限らず、どういったものを貸し出してほしいか、またNPO団体や町内会等にも聞いていただいて、増やしていくようなことを進めていただければいいと思ってお願いをしておきます。

最後に、障害のある子どもの教育についてですけれども、いろんな研修をされているというのはお聞きしましたが、支援員さんの研修はどのようになっているのでしょうか。

国は支援員等の活用を推奨しておりますけれども、その推奨する文書の中で必要な知識なしに幼児、児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮することというふうに書かれています。この事前の研修等を今後行っていただけるのかどうか。

それから、保育園についても、臨時職員がほとんど障害者加配についております。豊明市の障害者福祉計画の中に、保育士の障害児対応の研修等を充実するというふうなうたわれております。これも現実十分ではありません。

別々にやることももったいないことですので、同じような研修内容でありましたら、協力し合ってどちらが音頭をとっても構いませんけれども、十分なる研修をし、正しい知識のもとで指導に当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お願いします。

No.114 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
野田教育部長。

No.115 ○教育部長(野田 誠君)

臨時職員の特別支援教育の支援員の方、9名に関しましては、法務者、法務教員が受けた研修内容を当該学校内で研修を実施しております。

以上です。

No.116 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.117 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

保育園の保育士につきましては、保育園で年3回、障害児担当者研修会を実施いたして

おります。

この研修の参加者につきましては、正職員のほか臨時職員も参加いたします。

研修を通じて発達障害の理解、そういったかかわりの持ち方等々を研修いたしております。

終わります。

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.119 ○15番(山盛左千江議員)

研修を受けた人から伝達でというか、又聞きで聞いていらっしゃることが研修と言えるのか、それで十分足りているのなら結構です。足りているのなら結構なんですけれども、指導をする側、受ける側について、不安があったり、現場で困るようなことがあってはいけないので、できることがあればやってくださいと、国もぜひやるようにと言っているのです、お願いをしているわけです。

足りているか足りてないか、私は現場の方からは足りてないというふうに聞いておりますが、その辺は十分判断をして、今後進めていっていただきたいと思えます。

それから、親、家族への支援についてですけれども、愛知県で県内の30の市町、34人の方に、県は発達障害支援指導者として任命をいたしました。これは20年の10月のことです。

残念ながら、本市はその認定を受けておりません。大府や日進、東郷、長久手、三好、周辺はすべて認定を受けておりますが、本市だけありませんでした。こういうことについて、大変私はがっかりしたわけですが、継続的な支援体制を整えるためにも、こうした認定というのは必要かと思えますが、今後進めていただけるでしょうか、お願いします。

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.121 ○健康福祉部長(濱島義和君)

20年度、今年度から豊明市からは知的障害者地域福祉センターのファインの職員が研修に出かけております。したがって、2年間余かかりますので、来年度には認定をされると、こういう予定であります。

終わります。

No.122 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.123 ○15番(山盛左千江議員)

では、その2年後を楽しみにしておりますが、こういった支援員さんをしっかり使えるように、どこの機関に置いてどのように活用していくのか、それについては、その2年後にあわせて、しっかり準備を整えていていただきたいと思います。

それから、教育を受けるということを考えたときに、身体や知的、発達障害に限らず、今は経済的な理由、あるいは外国人であるということが理由で、教育が十分受けられないということが、現に発生しております。

特に、トヨタの業績悪化から派遣社員の解雇問題、生活保護の相談やホームレス化が急増していると、そういった報道もよく耳にするわけですが、下請け業者も深刻な状況に陥っていて倒産とか親の失業、こういったことで子どもたちの通園、あるいは就学に影響が出ることは、学ぶ権利を脅かすということになります。

特に、外国人は真っ先に首が切られるのじゃないかということを心配しますし、そういった相談は、協働課のほうに寄せられているということも確認いたしました。

外国人は、義務教育ではありませんけれども、102人が在籍しております。急に学校に来なくなった、保育園に来なくなった、そんなことがありましたら、市として何か対策をとらないといけないんじゃないかというふうに思います。

日本人、外国人、だれにとっても今大変厳しい時期でありますので、市としてこういったことに対してどう備えていくか、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ます。

No.124 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.125 ○教育長(後藤 学君)

義務教育は、すべての子どもたちが等しく受けられるようにしなければなりません。これはもう大原則です。

それが、昨今の急速な景気悪化の中で、今おっしゃったように非正規雇用の方とか、あ

るいは外国人とか、そういった方の子どもたちが教育を受けられないということになるとすれば、これは大変な事態でありますので、我々としては十分アンテナを張って対応していきたいと思います。

具体的には、学校長を通して学校の状況を聞くとか、あるいは各学校には通訳なども配置しておりますので、そういったところから情報を収集して、対応していきたいというふうに思います。

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

残り時間1分30秒を切っております。

No.127 ○15番(山盛左千江議員)

はい、わかりました。

相談体制を整えていく、受け入れ体制を考えていただく中で、例えばよそのまちで既に離職者緊急対策資金貸付制度を創設しているところがあったり、あとは教育資金の貸付制度を設けている自治体もありました。

また職だけでなく、住むところも奪われてしまえば、一時保護ということも必要になります。また職のあっせん、産業振興課ですね、ということも当然起きてきます。

いろんなことを、一つの課ではなく全庁的にやっていかないと、この不況であえいでいる市民の人たちの救済というのはできないものですから、そういった考え方を、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

景気は100年に一度と言われるぐらい最悪の状態に陥っていますけれども、国は政権争いにどうも夢中のように、景気対策もなかなか先が見えてまいりません。

新聞なんかでは、3月までに約3万人の非正規雇用者が失業すると報じられ、愛知県が最もひどい4,100人だというふうに言われています。派遣に限らず、働く人すべてにとって、かなり厳しい状況にありますので、市職員としましては、そのことをしっかり自覚していただきたいというふうにお願いをいたします。

以上です。

No.128 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時1分休憩

午後2時11分再開

No.129 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.130 ○4番(近藤郁子議員)

議長のお許しをいただき、質問させていただきます。

初めに、平成20年も残すところ1カ月を切ってしまいました。今年の豊明市は財政が苦しく、いつもどおりに事業ができないというところから始まりました。初めて経験した予算組みの審議は、今どうしてもしなくてはならない、災害において命を守ること、耐震工事をすることに精いっぱいの状態だと感じました。基金がなくなってしまった今、不交付団体になったことが何かの間違いであってほしいと願っています。

ものづくりの愛知県は元気のいい地方のはずでしたが、経済災害に見舞われ、そのあおりは間違いなく今後豊明市に押し寄せてくることは必至です。ぜひ豊明市行政の腕の見せどころと考え、今こそ全職員があらゆる知恵を絞って、乗り切っていく方法を探し出してほしいと思います。

昭和47年から今まで変わらずにこられたことは、ある意味、平和なまちであったと言えるでしょうが、今までは今までとして、先ほど行革のプロジェクトを立ち上げるというお話を伺いました。市の施策をすべて見直すということです。お金がなければ市民サービスができないというのではなく、お金がなくてできない分、心の通う市民サービスができるよう、やわらか頭に切りかえてほしいと思います。今、変わらなければと、そんな思いを込めて質問させていただきます。

今回の質問は、今まで質問された議員の皆さんと重なることが多いようですが、重なる分だけ重要なことと感じていただきたいと思います。

初めに、新型コロナウイルスインフルエンザの対策、対応について。

もう既に、インフルエンザの猛威の一端があらわれているようです。11月の罹患率は、昨年と比べ倍近くになっているとニュースで伝えられました。新型インフルエンザの対策、対応について、国や県でも緊急な対策がとられています。豊明市としては予想をどのように立て、関係部署ごとにどのような対策がなされているのでしょうか。

- 1、予防策について、特に子どもや高齢者への対策はありますか。
- 2、大流行した際の救急搬送等の予測と対応はどのようになっていますか。
- 3、医療機関との連携対策はありますか。
- 4、新型インフルエンザ対策に対する費用については、どのように考えていますか。
- 5、市としての一連の対策を市民にどのように知らせるのかについても伺いたいと思いま

す。

次に、豊明の教育について。

次の内容について、どのような方針をとられるのかお聞かせください。あわせて教育長のお考えもお聞かせください。

今年の豊明まつりでは予算がなく、3小学校合同で輪番で毎年行われてきたパレードは開催されませんでした。その中で、PTAの働きで1つの小学校が形を変えながらも参加することができました。それについて教育委員会としてはどのように考え、来年はどのような方針をとる予定でしょうか。

青少年健全育成について。

現在、市では各行政区の青少年健全育成推進委員会独自の活動を行い、地域の子どもは地域の力でと、精力的にパトロール等も行っていますが、市内全体的な連携を図る必要があると考えますが、青少年育成について今後の方針をお聞かせください。

今の2つとも学校外のことになりますが、学校として学校外の子どもたちの生活について、どのように指導していくのでしょうか。学校外で先生方がかかわれる範囲が限られていることを、保護者はどのくらい認識されているのでしょうか。その点について、市、学校サイドの認識はどのようなものでしょうか、お聞かせください。

続いて、補助金について。

補助金のあり方全般について、市の方針をお聞かせいただきたいと思います。

今年度より、各市民団体の補助金が一律10%カットされたわけですが、命にかかわる耐震工事と財政調整基金が底をついては仕方がないと理解するものの、その減額の方法は、市民サービスを売り物にする行政にしては、余りにお粗末な方法であるように思うのですが、いかがでしょうか。市の考えをお聞かせください。

以前に委員会をつくり、補助金の審議をしたこともあったようですが、その結果、今後は行政で審議を続けるよう答申が出たこともあって、審議する方向性も内容もある意味、凍結しているように思うのですが、その当時とは財政的に背景も変わっていることから、市民団体の活性化を一層図るためにも、補助金のあり方について、だれもが共通の認識を持つことが必要だと考えます。

補助金団体に対して勉強会等を開催するなど、より有効な補助金の活用方法を含め、補助金が減額できない団体も、逆に自立できる団体も十把一からげでなく、指導育成をして本当の意味の補助ができるようにしなくては、行政が補助金を出す意味がないと思いますが、今後の補助金についての考えも、あわせてお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.131 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.132 ○健康福祉部長(濱島義和君)

それでは、ご質問の1項目目、新型コロナウイルス対策、対応についてのご答弁を申し上げます。

まず、新型インフルエンザの予防につきましては、ワクチン接種が一番有効な手段で、現在、国指導により「プレパンデミックワクチン」、プレパンデミックワクチンと申しますのは、鳥インフルエンザウイルスから抽出したものでございます。の備蓄を進め、感染拡大防止及び社会、経済機能維持のため、業種、職種に優先順位を設け、段階的に接種する方向を国のほうでは今現在検討しているところでございます。

ご質問の子どもや高齢者への対策につきましては、まだ具体的な方針が示されておられません。

そこで、市といたしましては、予防措置といたしまして、現在のインフルエンザ対策の延長線上にある手洗い、うがい、そして昨日も申し上げましたが、咳エチケット等々で励行していただくよう、広報でPRしていきたいと考えております。

3点目の医療機関との連携対策はのご質問ですが、新型インフルエンザは県感染症予防計画に盛り込まれており、感染症指定届出機関に、豊明市では二村台にございます豊明団地診療所が指定されております。

仮に市内の医療機関で発見されれば、豊明団地診療所を通じまして保健所に連絡、県が定める新型インフルエンザ対策行動計画に基づき県対策本部が設置され、関係機関に指示が出されることになっております。

また、入院設備でございますけれども、感染症指定医療機関といたしましては、名古屋第二日赤のほか、瀬戸市にございます公立陶生病院など、9施設が指定されているのが状況でございます。

4項目目、新型インフルエンザウイルスに対する費用はということでございます。

健康課といたしましては、予防対策を重視いたしまして、国が示す新型インフルエンザ専門会議が提唱する感染対策に関するガイドラインに沿いまして、ご家庭で実施いただく感染予防の啓発に力を入れていく考えに立ちまして、先ほど申しましたうがい、手洗い、マスクの励行、さらには食料、水、日用品の備蓄を広報等でPRすることや、市民への情報提供、相談窓口の設置などで対応してまいりたいと考えております。

また、市が運営いたしております休日診療所の医療従事者等の感染予防のため、マスク、ゴーグル、エプロンなどを確保する必要があります。大流行を想定した費用額は、何せ1910年代から100年に一度の新型インフルエンザでございますので、現在のところ把握できておりません。

5点目、市としての一連の対策を市民にどのようにお知らせするのかという問いですが、この新型インフルエンザ対応マニュアルを早急に策定いたしまして、来年1月号の広報、そしてホームページ等々でPRをしていきたいと、このように考えております。

終わります。

No.133 ○議長(堀田勝司議員)

近藤消防長。

No.134 ○消防長(近藤和則君)

新型コロナウイルス対策の対応について、2点目の大流行した際の救急搬送等の予測と対応はと、こういうことですが、予測については、厚生労働省の新型インフルエンザ対策行動計画による流行規模の推計から、人口の約25%が罹患すると推測され、本市では約1万7,200人が感染すると予想されます。

流行が収束すると見込まれる8週、56日間を想定いたしますと、約1万7,200人のうち、救急搬送者数は行動計画指数2.8%の延べ483人で、1日当たり8.6人が搬送されると推定されます。

この対応については、現状の救急隊員と非番員等を招集し、増員を図るとともに、救急車以外の保有車両を活用し、万全な搬送体制をとってまいりたいと思っております。

また、救急隊員自身の感染防御及び救急隊員からの二次感染防止のための感染防止用資機材の整備や職員研修等、救急業務体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

終わります。

No.135 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.136 ○教育部長(野田 誠君)

2項目目の質問、豊明の教育について、3点からご質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目のパレードですが、ご案内のように、今年は3小学校の合同で行われる予定だったパレードは中止となりました。来年度以降につきましても、昨今の経済状況からすると、引き続きパレードは開催されないと考えます。

3小学校の合同パレードは行われませんでした。とある小学校の自主的な活動で一部行われたということで、それはそれなりに意義深いことだと考えております。

教育委員会の基本的なパレード等に関するスタンスは、昨日の三浦議員の質問にもお答えしましたとおり、学校経営に支障のない限り、学校と豊明市教育委員会は同様の考えで、最大限の支援、お手伝いをさせていただきます。

2点目の青少年の健全育成についてでございますが、近年、青少年を取り巻く環境は著

しく変化し、青少年にかかわる問題も多様化、深刻化してきております。

この要因の一つとして、家庭、学校、地域等を始めとする、多くの場面での人間関係が希薄化していることが挙げられます。

「家庭でしつける、学校で教える、地域で育てる」をキャッチフレーズとして、豊明市、豊明市教育委員会、豊明市青少年問題協議会は協働して青少年問題に取り組んでまいりました。

家庭はすべての教育の出発点、学校は授業改革などの課題に対して、家庭、地域とともに取り組んでおります。そして、子どもは地域の宝です。子どもの育ちには、学校、家庭、地域の連携が不可欠で欠かせません。

引き続き、そういう工夫を重ねていながら、三者がより一層の連携ができるよう努めてまいりたいと考えております。

ご指摘の市内すべての行政区には、青少年健全育成推進委員会が組織されており、非行防止、不審者情報に基づく地区のパトロール、地域のイベント等には青少年の積極的な参加を促すなど、日々精力的な活動を展開していただいているところでございます。

また、その委員会の委員長で構成されておられます豊明市青少年健全育成地区活動連絡会、通称「連絡会」と言っておりますが、この連絡会では、全市的な視野から積極的な情報交換をし、情報共有に努めております。

繰り返しになりますが、青少年の育ちには家庭、学校、地域の連携が欠かせませんし、連携には終わりがなく肝に命じて、引き続きこれからも進めてまいりたいと存じます。

3点目につきましては、議員のご指摘のことにつきましては、改正教育基本法第13条に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」とされております。

帰宅後や、土曜、日曜などの子どもたちの生活は、一義的に保護者の責任となることは、十分認識していただいているところでございます。

学校外の子どもたちの生活も大切な学びの場であり、家族との団らんや体験、地域行事への参加、友人との交流など、さまざまな場面がございます。こうした学校外の場においても、学校内と同様、規範意識や自尊感情などを大切にできる児童生徒であるよう指導しております。

教育委員会といたしましては、土曜、日曜などはスポーツクラブやCJCなどを開催し、子どもたちの居場所づくりに努めております。

保護者に対しては、学校として面談や家庭訪問を通して、子どもたちの学校外の生活について意見交換をし、子どもたちだけの遊びについては約束事を設けるなどして、安全に生活できるようお願いしております。

子どもは地域で育てるとの観点で考えますと、学校、保護者、地域の連携が必要であり、学校の内外でご協力いただいております皆様にも今後ともご支援を賜り、子どもたちの

健やかな成長を見守っていただきたいと考えております。

以上で終わります。

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.138 ○総務部長(山本末富君)

それでは、補助金につきましてご答弁申し上げます。

補助金につきましては、その財源が税金、その他貴重な財源で賄われたものであることを特に留意し、補助金の目的に従い、公正かつ効率的に使用することにより、市民の福祉に寄与し、市行政に貢献するよう交付しておりますが、厳しい財政状況のもと、補助金の目的、内容など社会的実情に合っているか見直しが求められ、第5次行政改革第1次アクションプランにおいて、平成21年度から10%目標に削減を図ることが掲げられました。

しかしながら、平成20年度予算では、厳しい財政状況のもと、歳出の抑制を図るため、補助金の削減を平成21年度からを20年度からにできる限り前倒しをいたしました。

なお、補助金の削減につきましては、目標を削減10%とし、補助金等検討委員会の平成12年3月28日付の答申の内容、趣旨を遵守し、各関係課が補助金の内容、将来性をみずから審査し、関係団体と協議をし、見直しを進めてまいりました。

補助金の見直しに際しましては、公共性、公益性が認められるか、既に団体の運営が軌道に乗った補助金か、他の同種、類似の団体事務事業に補助金が交付されているものはないか、形式的、習慣的に補助されているものかどうか、既に目的を達成している補助金ではないかなどを検討課題としてまいりました。

補助金につきましては、団体事業に対し、今後も補助金の目的に従い公正かつ効率的に交付していきます。

補助金の交付申請時に、各課が補助団体から提出された申請書などを審査し、補助金を交付しておりますが、今後はできる限り完了時の実績報告書も含め、実質的な審査を心がけるよう機会をとらえ、周知してまいります。

以上で終わります。

No.139 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.140 ○4番(近藤郁子議員)

まず、新型ウイルスインフルエンザの対策、対応について、もう一度お聞きしたいと思います。

もう既に、先ほど申し上げましたように、インフルエンザが猛威を振るおうとしている中で、今から広報というのは、とても遅いような気がいたします。

手洗い、うがい、咳エチケット、これは特に子どもたちですとか、老人ですとか、そういう施設にも早急に連絡できるように、広報といえますか、連絡をしていただいて、もうすぐによっていただくような方法をとっていただくことはできないでしょうか。

No.141 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.142 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

広報の内容でございますけれども、この対象は普通のインフルエンザではございません。新型インフルエンザのいわゆる予防という意味の広報でありますので、この新型インフルエンザの時期につきましては、まだWHOからもいつはやるかということはお出ておりませんので、年明けの広報に、いわゆる新型インフルエンザのお知らせと予防対策ということで、掲載するものでございます。

終わります。

No.143 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.144 ○4番(近藤郁子議員)

今の広報のことなんですけれども、時期的なことということで、実際の新型ウイルスインフルエンザの、まだそういった傾向はないということなんですけれども、そういった情報が豊明市民といいますか、国民的なことだと思いますけれども、新聞、テレビ等で、もうマスコミからはどんどんと入ってくるんですね。

それに対して、豊明市としてはどういうふうにやりましょうというようなことを、やはり実践できるようにやるのが、市民サービスの一環ではなかろうかと。市民と市の職員とで情報の入り方が同じというのは、ちょっと違うのではなかろうかと思うんですけれども、もう少しそういったことに対して、積極的に動くということはいかがでしょうか。

No.145 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.146 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

実は、新型インフルエンザに関しまして、厚生労働省のほうからは正式な文書はまいておりません。議員がおっしゃるように、新聞紙上のほうがうんと早いです。

といいますのは、例えばワクチン一つにいたしましても、8月の段階で医療機関、そして検疫機関、こうした方 6,400 人にワクチン接種、プレパンデミックワクチンの接種を行いました。

このワクチンにつきましては、いわゆる臨床実験なしで一発勝負でやっておりますので、そのあたりの部分を勘案いたしまして、今後、関係者に接種していく方向であります。

なお、ワクチンの備蓄分は現在、国では 2,000 万人分です。

終わります。

No.147 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.148 ○4番(近藤郁子議員)

では、そういったまだまだ厚生労働省のほうから市に対して正式なそういった申し伝えと申しますか、伝達がない中で、こういった質問をしたことで、いろいろと本当にたくさんお答えをいただいたと思うんですが、例えば豊明団地の診療所から指示が出てというような、一連の先ほど報告をいただきました、お答えいただきましたことは、あくまで市の行政サイドのことであって、さて、それではその中で市民はどう動くかとか、そういったことが余りにも、すみません、私の聞き方が悪かったのかもしれませんが、伝わってこないんです。

もう少し、市民としてどういうふうにならなければいいのかということ、教えていただくことができますでしょうか。

No.149 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.150 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

したがいまして、市は来月の広報でいわゆる新型インフルエンザの内容、それから予防方法等々をお知らせをします。これが市の公式発表第1号になります。

終わります。

No.151 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.152 ○4番(近藤郁子議員)

では、1月号の広報に、できましたら行政サイドの一連の事務的なことではなくて、どうぞ市民が見て、だったら、かかった場合はどうすればいいのかということがよくわかるように、豊明市においてかかった場合は、どこの病院に行けば、どういうふうに救急をお願いすればいいのかとか、そういった対応の仕方も、ぜひその広報に載せていただけますようお願いいたします。

それとあわせて、新型ウイルスインフルエンザ対策に対する費用はということで、まだ把握ができてないというようなことだったんですが、もう実際に消防署のほうでは、1万7,200人が多分罹患するだろうという予想を立てていて、それに対して多分、救急で運んでくださる署員の方々の防護服だとか、そういったことに関してのもう予測は立っているのではなかろうかと思うんですが、健康福祉部だけではなくて、消防署もあわせて豊明市としてはどのぐらいの予算を見なきゃいけないのか。この予算のない中で、そういったことは補正の中で大丈夫なのかというような心配をしておりますけれども、先ほど把握できてないと言ったのは、両方ともが把握ができてないという、総合的なまとめの話として伺っていいんでしょうか。

No.153 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.154 ○健康福祉部長(濱島義和君)

国は、この補正予算で約600億ほど予算を組みましたが、市町村に至っては、新型インフルエンザがどんな内容で、消防のほうの罹患はパーセントから割り出したものというふうに推察いたしておりますが、実際的にはどのぐらいの罹患で、医療機関、また市はどのぐらいのいわゆる装備とかが要るのかというのが、今のところ非常に把握が困難であります。

したがいまして、歯切れの悪い答弁ですけれども、現在のところはちょっと予算的には把

握は不可能と、このように考えております。

終わります。

No.155 ○議長(堀田勝司議員)

近藤消防長。

No.156 ○消防長(近藤和則君)

先ほど申しましたように、救急搬送される患者は 483 人でございまして、この方々を一人ひとり搬送をいたしますと、救急隊員3人でゴーグル、マスク、それから防御服、これが一式 3,000 円かかります。したがって、トータル 483 人の救急隊員3人の 3,000 円を掛けますと 434 万 7,000 円かかると、こういうことでございます。

しかし現在、消防署のほうでは、これだけの装備はいたしておりません。現在あるマスク、あるいは使い捨ての救急服、そういったもので当面は対応し、予算の許す限り、整備をしていきたい。こんなことを思っております。

終わります。

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.158 ○4番(近藤郁子議員)

健康福祉部のほうでは予想がつかないということで、消防署のほうでは 434 万 7,000 円はかかるだろうというような予測を立てていらっしゃいます。こういったことで、今後の補正に関して、予算に関してうまくいくのかなと心配しておりますが、その辺のところは健康福祉部のほうも、どうぞ早目にいろんな数字を検討されまして、予算立てをしていただけるようにお願いしたいと思います。

続いて、いきます。豊明の教育についてです。

昨日、三浦議員から、パレードのことはもうちょっと私にということで振られたんですが、ちょっと方向的なことが違いますので、質問させていただくんですが、たかがパレードだったのかもしれませんが、3つの小学校の子どもたち、そして保護者にとっては、とても大事なパレードだったんだなということを私も再認識をいたしました。

随分と、私がCJCのカラーガードの指導をしているということもあって、ご相談をいただきました。そういった子どもたち、そして保護者にとって、そして子どもたちを取り巻く家族にとって、イコール3小学校区分の市民がとても楽しみにしていた事業だったと思います。

それに対して、予算がつかなければ、市の担当者から中止の連絡が来たら、そのまま受け入れなければいけないというような体制なんではないでしょうか、お聞かせください。

No.159 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.160 ○教育部長(野田 誠君)

豊明まつりの主体は豊明まつり開催委員会です。意思決定機関は豊明まつり委員会です。豊明市教育委員会がこの件に関して意思決定をする立場にはございません。

まつり開催委員会の決定事項を踏まえて、昨日お答えさせていただきましたように、小中学校長にお伝えさせていただいたと、そういうことでございます。

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.162 ○4番(近藤郁子議員)

今回、沓掛小学校の実によくお家の方々が努力をされて、パレードこそできませんでした。演技をする子どもたちが発表する場を何とか確保してくださいました。

そういうふう動く間に、とてもとても残念なことだったんですけれども、市長へも、そして教育長へもそのときにお話にはしゃったことは多分、市長も覚えていらっしゃることだと思いますけれども、「いや、やめろとは言っていない」とか「やめろと言われた」とかということで、今回の豊明まつりは成功したとは私は思っておりますけれども、そういうふうなことで、かかわっていらっしゃった保護者の方々、一般市民の方々から口を開いて出ることは、「市役所は一つではないの」と、答えが一つでなかったことに、とても不満をお持ちになられたということで、せっかく成功したおまつりの陰に、とても大切なものをなくしたような、とても寂しい思いがしております。

学校に予算がつかなければ、今回はもちろん沓掛小学校の保護者の方々は、どこからもお金が出ておりません。各自、そこに参加するお家の方の善意のもと、そして沓掛小学校の学校側の、もちろんそれは教育委員会が働いてくださったからだと思うんですけれども、いろんな楽器の貸し出しですとか、衣装の貸し出しですとか、そういったことに協力いただいたあかしたと思いますけれども、その経緯に至って、最初はもちろん楽器の貸し出し、とんでもない。衣装の貸し出し、とんでもない。学校の担当している先生方にボランティアをやっていただきたいというような話も一切出すなというような規定とございますか、そ

うふうに規制をされたということは、紛れもない事実なんです。

ですから、そういったことを教育委員会として、それは窓口でそういうふうにされたのか、それとも教育委員会自体でそういうふうな方針をとっていらっしやったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

No.163 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.164 ○教育部長(野田 誠君)

パレードの中止の通知を受けて、各学校、各学校といっても3小学校ですが、三崎小学校、中央小学校、沓掛小学校の学校長間で、まあ温度差があってはいけないということで、豊明市教育委員会のほうからまとめさせていただいたということです。

まとめさせていただいたということは、繰り返しになりますが、学校経営に支障のない範囲内でユニフォーム、それから練習場所、あるいは楽器等、この程度でしたら、学校経営に支障のない範囲内で3小学校等しく、ボランティア、実施団体で演舞等々をやられようとするなら、学校としてご協力させていただきますと。この件については、豊明市教育委員会がまとめました。

以上です。

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.166 ○4番(近藤郁子議員)

私が今回伺いましたのは、そういった経緯、最終的にはそういったことをすべてご協力いただいたので、できたことだというふうには認識しておりますけれども、それを踏まえて来年はどのような方針をとられますかというふうなお話の中で、パレードはやはり予算の都合上だめだと。最大限の協力のみといったことで、できましたら子どもの教育を、先ほどお答えいただいた中でも、家庭、学校、そして地域の中で育てていこうという形であれば、こういった学校で子どもたちは一つの部活としても練習していることの表現の場所にもなりますし、豊明まつりという豊明市挙げての市民が協力し合ってやるおまつりですので、できたらこういったことを学校側からも何というのですか、アプローチといったらおかしいですけども、何とかできるように相談を、PTAとしていただくようなことを、していただきたいと思うんですが、そういったことは無理でしょうか。

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.168 ○教育部長(野田 誠君)

現実問題、3小学校でパレードを行うとするならば、相当な経費がかかります。楽器の運搬、それから3小学校の児童の移動についてのバス代、あるいはトラック代等々、それなりの経費がかかります。

これにかかる予算については、次年度以降もないということでしたら、いわゆる豊明まつりの一環としてのパレードというのは、それは難しいと思います。

ただ、小学校間の自主的な活動で、まあ学校の行事ではありませんので、小学校挙げてということにはなりません。学校行事以外ということになりますので、自主的な団体がパレード、あるいはパレードに類するようなことを自主的にやられることに関しては、豊明市教育委員会も、学校としても最大限の協力はさせていただくと、これには変わりございません。

No.169 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.170 ○4番(近藤郁子議員)

今回のことで、保護者の方が一生懸命、それこそ4月ごろからずうっと動かれて、11月の豊明まつりに何とかこぎつけたというのが、沓掛小学校だったんですけれども、こういったことにやっぱり初めの一歩だったものですから、お家の方々も慣れていらっしゃる。

ましてや、沓掛小学校では何とかできたけれども、中央小学校も三崎小学校もすることができなかったというのは、それに対応するお母さんたちが、うまくその理解ができなかった、やり方がわからなかっただけだと私は思っているんですけれども、そういったことをできれば学校サイドから、予算が出ていないので学校事業とはならないけれども、お家の方がこういったことをすれば、可能かもしれませんよとかというような提案は、行政側としてすることはできなかったんですか。

何とかそういったことを、来年も希望があれば、そういうふうな形で、提案をしていただくような窓口になっていただくことはできないのでしょうか。

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.172 ○教育部長(野田 誠君)

今年度につきましては、結果として1小学校だけの自主的な活動でしたが、事前に私ども教育委員会、私自身も3小学校のPTAの代表とまではいきませんが、3小学校の保護者の方々と何度もすり合わせをさせていただいております。

どこまで協力できる、これは協力できない、学校としてはここまでなら協力できる、これはちょっと協力できないということを、すり合わせを何度もさせていただいております。

結果として、今年度は沓掛小学校の自主的な団体だけにとどまったということです。

繰り返しますが、私どもはいつでも、どこまで、どんな形でも、できる限りのことは最大限協力、支援させていただきます。

終わります。

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.174 ○4番(近藤郁子議員)

ありがとうございます。

来年は多分、もう1校、2校増えてくるんじゃないかなと思います。どうぞ学校サイドからもいい提案をさせていただいて、子どもたちが生き生きできる場をつくっていきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、青少年健全育成についてになります。

実は先般、総務文教常任委員会で視察に参りまして、山陽小野田市、そして岡山市、両方とも子どものそういった育成に関する視察をさせていただいてまいりました。

その中で、私が豊明市の中であるといいなというふうに思いましたのは、青少年健全育成推進委員会独自でパトロールをさせていただくんです。そのときに昼間は女性がやりまして、夜は男性がやってくれるんですけども、昼間も夜も、もちろん青少年健全育成のパトロールをやっていますというたすきをかけて、わかるようにして参りますけれども、一番肝心なゲームセンターの中ですとか、もちろんコンビニエンスの中ですとか、そういったスーパーの中ですとか、子どもたちがゲームをしようなところ、ちょっと気になるところというのは、やはり営業妨害になるから入れないんだというようなことをずっと聞いておりました。

ああそういうものかというふうに私も思って、そういうふうにしておりましたけれども、今回、山陽小野田市のほうが、既にそういう事業所に協力を求めて、最初は嫌がる場所もあったそうですけれども、最近ではそういったことで、子どもたちの非行の抑止力にもなるということで、どうぞどうぞ来てくださいというようなお話になっているんだそうです。

最初は嫌がったということは、確かにおっしゃっていましたが、そういったことができるように、行政のほうで事業所のほうに働きかけていただくというようなことはできないでしょうか。そうすると、より一層いいパトロールができるような気がするんですけども、いかがでしょうか。

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.176 ○教育部長(野田 誠君)

まずもって、昼夜を問わずのパトロールに参画していただいた皆様には、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

お尋ねの立ち入り先に協力依頼ということですが、連絡会でしたか、青少年健全育成地区活動の連絡会、26 団体の代表の方が集まって、連絡会を年に数回やられておりますが、この連絡会の中で問題提起をし、事務局が生涯学習課にございますので、議員の提案は一考に要すると私どもは考えておりますので、まずは、この連絡会の場で事務局から提案させていただきたいと存じます。

終わります。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.178 ○4番(近藤郁子議員)

ありがとうございます。

ぜひとも、そういう実現ができる、やりがいがあるんじゃないかならうかと思えます。

あと、学校外での子どもたちの生活についてどうなっていくかということで、土日、そして土日の子どもの居場所もつくっていただき、そして保護者にも十分に、そういった学校を出ると保護者の家庭の責任だというようなことは、認識されているというようなことを伺ったんですが、すごく気になる発言をよく聞くことがありまして、実は子どもが夜遅く出かけてい

くと。それを学校で何とかとめてほしいとかということ、割と学校に平気でおっしゃるお家の方が多くのように思います。

実際に、私もそれを聞いて、どういうことかと聞きましたら、子どもたちが夜、食事に行ったりするからというような、普通、親が出してはいけないような、親がとめなくてはいけないようなことも学校の責任にされたり、後は一度、沓掛の駐在さんをお話をしたときに、塾で帰りが遅くなるから、見回してほしいというようなことを、割と平気でおっしゃる方が多かったものですから、その辺のことをちゃんと認識されているのかどうか、とても私は不安になりました。

ですから、十分に認識されているというのはどうなのかなと、しつけは学校でと考えているのは、モンスターペアレントだけではなくて、口に出すか出さないかだけで、実際のところ、最近のお家の方といいますか、保護者の方、もちろん私も今、その現保護者にもなるんですけれども、学校サイドだけの責任になっているような感じが見受けられます。

ですから、そういったことを、実際に平和なまちで何も起こらなければいいんですけれども、豊明市でも全国的に考えられない事件も、まだ未解決のまま残っておりますし、何が起こるか分からない中で、学校の先生たちがかわられること、お家の方にかかわってもらうこと、そして地域でお願いすることということを、やはり早く明文化して、はっきりと皆さんで協力し合わないと、大きな問題になってからでは遅いような気がいたします。

それを思うと、受け売りではいけないんですけれども、岡山市でもそういったことを確実にするために、みんなで口をそろえて言えるように、認識できるようにということで、育成条例をつくったという経緯も伺ってまいりましたので、本当はわかっていなくてはいけないことかもしれませんが、人間関係の希薄化がそういった非行のもとというふうに、さっき教えていただきましたので、親も含めて、そういったことを再認識したいと思うんですけれども、そういったことはできますでしょうか。

No.179 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.180 ○教育部長(野田 誠君)

家庭でしつける、学校で教える、それから地域で育てるというのは、当初の答弁の中で私は申し上げさせていただきました。

一義的には学校管理外については保護者の責任です。そういったことを保護者一人ひとりによって考え方が、それは違うのかもわかりません。思いも千差万別かも知れません。だからといって、一律に文言化してというのは、いかがなものかと思っております。

今現在、そこまでには私どもは考えが至っておりません。

No.181 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.182 ○4番(近藤郁子議員)

ということで、こちらからお願いするしかないんですけども、そういったことを、一応資料もたくさんいただいてまいりましたので、また見ていただいて、考えていただきたいなと思います。

こういった一連の豊明の教育について、教育長はどういうふうにお考えか、伺いたいと思いますけれども。

No.183 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.184 ○教育長(後藤 学君)

今いろいろな問題を提示されましたけれども、私はこの青少年の健全育成ということについては、小中学生に関しては曲がりなりにもいろんな仕組みができていくということで、それなりに問題はあるにしても体制はとれていると思うんですね。

それで、むしろ問題があるのは高校生以上、まあどの辺の年代までか、成人式を迎えるまでか、あるいは迎えた少し後ぐらいになるかもしれませんけれども、そういった若い人たちへの対応が十分できてないところが、ちょっとご質問の趣旨とは違うかもしれませんが、私はその辺のところが一番、豊明では盲点になっているんじゃないかなというふうに考えます。

例えば、昔は青年の組織があって、青年団というようなものがあって、学校を出たころからは、そういうところに入って、それで先輩からいろんなことを教えていただく。いろんなルールとかマナーとか、そういったことも教えてもらうというようなことができていたんですけども、最近はそのようなことができていない。その辺の年代のことが、私は一番心配だなというふうに思っております。

それは当然、生涯学習課のほうで、そういった対応をしていかななくてはいけないわけですけども、その場合に既存のいろんな行事とか、例えば豊明まつりで今年、昨年もそうでしたけれども鳴子踊り、若い人たちが出てきて、踊りをしていますよね。ああいうような形で、いろんな行事なりイベントなりに、若い人たちをもっと参加して、そこで自分たちの主張ができる、あるいは存在感を感じることができる、そういうようなことは、これは教育委員会だけじゃなくて、地域の行事なども含めて、まち全体で進めていくようなことが必要ではな

いかなというようなふうに思っております。

ちょっとご質問からそれたかも知れませんが、そんな印象を持っております。

No.185 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.186 ○4番(近藤郁子議員)

とにかく今のお話を伺っても、人間関係がとても大事だということを感じるわけです。

それで、先ほどの青少年健全育成推進委員会の活動の中で、どこの区でもやっていると思うんですけども、高校生は対象にしておりませんが、小学生、そして中学生を対象にした事業、行事をたくさんやろうとしておりますが、残念ながら、中学生の参加というのは、ほとんど見られない状態になっています。

それは部活があるからということが第一理由で、それ以外のものは何もないんですね。ですからできましたら、地域の力がとても大事だというふうに思っただけのならば、例えば1日だけでも、学校区ごとに、この日は地域のそういった活動に参加する日というような日をつくっていただいて、一斉に例えば部活をお休みする日を、土日の間につくっていただいてもよからうかというふうに思っております。

一度、そういったことも検討していただけますでしょうか、お願いいたします。

No.187 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.188 ○教育部長(野田 誠君)

ご提案の件につきまして、考えさせていただきます。

No.189 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.190 ○4番(近藤郁子議員)

補助金について、どこの団体も一生懸命やっておりますので、削減するというのは、とて

も難しいことだというふうにも思っております。

どこの担当課も一生懸命やっていることがわかればわかるほど、とてもとても何%カットにするとか、そういったことは申しわけないやら、大変やらで、なかなか思うようにははかどっていかないと思うんですね。

この10%カットで、今後ずっと済むならば、まあ仕方がない、このままで10%カットだけでも仕方がないかというふうにも思ってみたりもいたしますが、今後10%カットのこの予算では終わらないような気がいたしますが、今後、その補助金に対しての削減はどのようになっているのでしょうか。

No.191 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.192 ○総務部長(山本末富君)

10%カットは、当面の目標でありまして、昨日のご質問の中にもちょっとありましたけれども、経済情勢がよくなれば逆に前に戻る、あるいはさらに悪化すれば、さらなる削減というのも、当然しないといけないと思います。

ただ、数字を一時的とか、そういうようなカットの方法は、当然一面的でありまして、よろしくないということは認識しております。

当然、まず補助対象であります事業全体をよく精査をしていただき、今後も必要な、特に力を入れていかないといけないような事業であれば、当然それなりの補助対象にすべきだと。

また、「人、物、金」と三位一体でよくおっしゃられますけれども、事業の見直しとともに補助金の予算の見直し、それからまた、その事業に携わっている職員の数の見直し、こういったものを総合的に精査した中で強弱をつけ、そういったものの中の総合的な判断で、今後は進めないといかんというふうにも考えております。

以上で終わります。

No.193 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.194 ○4番(近藤郁子議員)

豊明市の財源は、お財布は、やはりもう限られておりますので、今後特別に税収が入っ

てくるとか、そういったことはどうも考えにくい。ということは、余り財政的には特別な好転はないだろうというふうには思うんですけれども、例えば今年、耐震工事に向けて、豊明市中が豊明まつりのお金も削減して向かっているわけです。

そういった中で、例えば補助金をいただいている団体が、そういった年に1回でも2回でも勉強会とか、そういうことをさせていただいて、補助金のあり方とかということ、少しずつでも勉強していくような、研修するような場面があれば、例えば今年のように、25年までは耐震にかけたいんだということ、その場でもお話をいただいたりして、25年までは、もしかして10%でなくて、20%でも30%でも何とか協力いただけないかと、何とか精査してもらえないかというようなことも、話ができるんじゃないかならうかと。

そしてまた、耐震とかそういうことが終わったときには、もう一度見直しができるというようなことも、考えていけるような勉強会も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

No.195 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.196 ○総務部長(山本末富君)

当然、そういった勉強会といいますか研究会、そういったものは必要だと感じておりません。

それで、昨日も答弁の中で言ったように、行財政改革のプロジェクトチームを、そのために市の中で立ち上げましたので、そういった中でも今後しっかり協議をしてみたいというふう考えております。

No.197 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.198 ○4番(近藤郁子議員)

ぜひともやっていただきたいと、それも早急にやらないと、もう来年の予算も足りないということですので、早急に考えていただきたいなというふうに思っております。

下水道の説明会で3カ所にいろいろついて回らせていただきまして、市民の方々の雰囲気も少しは感じさせていただいたんですけれども、市民は決してそういったことに関して協力しないという体制はとっていないと思います。

できれば協力したいというふうに考えていると思いますので、どうぞそういった勉強会です

とか、市民に対しての広報で、窓口をうんと開いていただいて、いろんな情報を流していただきたいなというふうに思います。

昨日も紹介がありましたが、せっかく日経新聞で、行政サービスが前回は 21 位で、今回は 20 位ということで、全国的に 20 番なんて、すごい評価をいただいているわけですから、ぜひぜひその辺は市民にもっとわかりやすく、温かい心が伝わるような市民サービスに心がけていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

No.199 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、4番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午後3時7分休憩

午後3時17分再開

No.200 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.201 ○14番(榊原杏子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

1番目の質問は、循環型社会を目指した取り組みとしてをお伺いしてまいります。

まず、ごみ処理基本計画についてお聞きをいたします。

当市においては、環境基本計画を始めとして、さまざまな環境関連の計画、プランがつけられ、実行されている中で、ごみ処理基本計画は「ごみゼロを目指した環境低負荷型・循環型のまちを未来へ」と題して、2004 年度に策定をされました。

2013 年までの 10 年間で、ごみの総量を 10%以上減らし、資源化率は 50%以上にし、最終処分量は 68%減とすることを目標としています。10 年という長い期間ではありますが、数値については大変大きな、厳しい目標になっているといえるでしょう。

私は、この計画の1年目にも質問をいたしました。目標が数値で明確なのに対し、それを実現するための具体策が乏しいのではないかと。また、「目標を達成しなかった場合は、家庭ごみ有料化を検討」ということだけがはっきり書いてあって、市の努力が見えにくいものになっているということ指摘をいたしました。

具体化されていない部分もあるが、市民負担を招かないよう最大限努力をすとの回答をいただいておりますが、今年度が終わると、前半の5年間が経過したことになります。中

間地点ということで、現在までの状況と、その背景、要因についてお知らせをいただきたいと思ひます。

また、この計画の中間報告として、まとめを作成して公表してはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

さらに、後半5年間に向けた取り組みの展望、課題となる点、進行管理はどのようにしていくかについても、お聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、生ごみ堆肥化事業についてお聞きいたします。

当市において、生ごみ、分別収集、堆肥化の事業については、先進的に取り組まれ、他市町からも大変注目をされ、視察が絶えない状況が続いていることは周知であります。

この10月からは、生ごみ分別収集区域がまた3,000世帯増え、堆肥センター建設時のひとまずの目標であった、計8,000世帯にまで拡大をされました。多くの市民の協力もあり、予定どおり順調に進んできたといえます。しかし、これから先の取り組みについてはまだ知らされておひません。

堆肥化コストの縮減や、収集地域での協力率の向上などが課題としてあると思ひますが、今後しばらくこれらの課題に取り組んでいかれるということでしょうか。

市内全地域への拡大を目指すとなると、およそいつごろという考えを持っているのでしょうか。

ようやく一段落したところで恐縮ではありますけれども、生ごみ堆肥化事業の今後の展開について、どのようになるか、お示しをいただきたいと思ひます。

関連しまして、環境会計の導入についてもお尋ねいたします。

環境会計とは、「環境保全のためのコストと効果を認識し、測定し、開示しようとするもの」という定義がされています。

環境活動は収益を得る事業ではないので、かけた費用に対して効果がはかりにくいけれども、よいことだからと限りなく投資を行うわけにもいかないなので、その効果をできるだけ把握して、投資とのバランスを考えてみるためにつくり出された仕組みです。なるべく金額に換算してみる、金額であらわしにくいものは、二酸化炭素排出量やごみ排出量をどれだけ削減したかという数値で比較をしたりということをしします。

2000年ころから一部の自治体でも取り入れられるようになり、事業の取捨選択の基準にしたり、市民へのわかりやすい説明のために役立てられています。ごみ処理基本計画の目標達成のために、何をやり、何をやらないのか、基準を明確にするためにも役立ちますので、導入を求めたいと思ひます。

過去に質問をし、研究するとの答弁がありましたので、この間の研究の成果と、導入の意思についてお聞きをいたします。

2番目の質問です。図書の実と読書の推進についてお尋ねをいたします。

若者の読書離れ、活字離れが深刻であると、10年来指摘されてきており、対策が叫ばれてきました。子どものころから読書習慣をつけることが大切だとされ、学校などの取り組

みも進んだ成果で、最近では読書量、読書時間の増加傾向が見られるとの報告も出てきています。

国も、過去に二度の整備計画で図書充実の費用を投入してきており、さらに2007年、昨年からは第3次に当たる学校図書館整備5カ年計画を掲げ、年間200億円ずつ、5年間合計で1,000億円の投資を決めています。

ただ、これが地方交付税で措置をされることから、一部財政難の自治体が意図に沿わずにほかの事業に使ってしまい、実際に本の購入に充てられたのは78%にとどまり、これでいいのかと問題にされていました。

当市は、ちょうど昨年度から不交付団体になってしまったため、この図書費を受け取ることができません。国の都合で不交付にされた格好なのに、なぜ必要な金額が来ないのかと腹立たしい思いはいたしますが、当然のことながら、不交付団体は図書充実を図らなくていいわけではなく、同じように充実の使命が課せられています。そのためには、自前で予算を確保しなければならないわけですが、まずこの予算が十分に確保されているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、学校司書を他市町に先駆けて配置され、各学校で活躍いただいているということは評価できる点だと思えますが、さらに、学校図書館の機能充実を図っていくために、どのような策を講じていくつもりか、お伺いをいたしたいと思います。

図書館については、通告書のほうで、市民1人当たり蔵書数は近隣より多くないというふうに記載をいたしました。ちょっと数字を見間違えたようで訂正をいたします。

1人当たり蔵書数については、割合高い水準にあります。それと比較して、1人当たりの貸し出し数は、長久手、日進、刈谷、尾張旭などの近隣市町と比べてやや低く、データから見える課題としては、蔵書数の割に利用、回転が少ないのではないかなという傾向が浮かび上がってまいります。

10月には、日進市に新しい図書館がオープンいたしました。うらやましいという意見も聞かれ、何かと比較をされやすい状態にあります。建物のきれいさは仕方ありませんので、中身で勝負をしていただきたいということですが、図書館の図書購入予算についても削られてきています。少ない予算で工夫をして、運営していかなければなりません。

図書館は、生涯学習施設の中核と位置づけられ、昨年、子ども読書活動推進計画がつくられた中でも、多くの重要な役割が課せられています。一度は指定管理者制度の導入も検討されたものの白紙となり、直営で市民の要望にこたえる図書館を堅持していくという意気込みも含め、どのように事業を進めていくのか、お示しいただきたいと思えます。

3番目の質問です。要望事項の記録文書化について質問をいたします。

口利きといえば、記憶に新しいのは大分県の教員採用汚職問題ですが、この問題の防止策としてよく取り上げられたのが、口利きの公文書化というものでした。

初めてこれを制度化したのは、2001年の佐賀市と言われ、2002年に鳥取県が制度化をして、一気に話題となりました。その後、多くの自治体で取り組まれ、働きかけの件数自体

が激減するなどの効果を上げてきましたが、大分県では制度化をされていなかったことから事件を受け、再発防止の目玉として導入をすることになりました。

また、この問題を機に、既に文書化に取り組んでいる自治体に対する効果の検証もされ、例えば名古屋市のように、不当な口利きだけに限って記録する制度として導入したもののについては、職員が不当かどうかの判断に迷ってしまって、結局記録をしないケースが多く、実質機能をしていないなど、導入の仕方次第で効果に差が出てくることも明らかになってまいりました。

こうした不正対策としての文書化は、当初は、対象を公職者や関係団体等に限ったものが多く、汚職や不祥事をきっかけとして導入されるなど、後ろ向きなイメージが付きまっています。

しかし、導入した自治体の成果が報告されるにつれ、この制度を前向きに生かすための検討もされるようになってきています。対象者を、職員に圧力となり得る特定の人間とせず、広く市民からの要望、依頼、提言なども記録して共有し、活用するという試みです。

すべての要望事項を区別なく記録することによって、貴重な意見、アイデアなどを漏らさず拾い、対応漏れも防げるし、職員同士で問題を共有化することにより、組織的な対応ができる。記録をしよう意識することによって、職員が冷静に対応できるなど、よい効果が盛りだくさんです。

昨今は、学校、医療機関、公共機関などに対し、「モンスター」、「クレーマー」と呼ばれるような人が出現し、対応に困るケースもよく取りざたされますが、逆に市民の側にも、身に覚えがないのにクレーマー扱いをされたと、理不尽に思う方もいます。

お互いに、偏見、誤解によって不要なトラブルを生じないためにも、有効な方法ですので、窓口対応の実態把握も含め、要望の文書化に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

壇上での質問は以上です。

No.202 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.203 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、市民部からは、1項目目の循環型社会を目指してについて、3点ご質問をいただきましたので、ご答弁申し上げます。

まず、1点目のごみ処理基本計画につきましてでございます。

まず、現況とその要因ということではありますが、一般廃棄物の中で、現在、可燃ごみの排出量は、平成16年度1万7,710トン余り、平成19年度には1万6,380トン余り、比較しますと1,330トン余りの減という状況になっております。

一方、不燃ごみは、平成 16 年度 980 トン余りで、平成 19 年度は 760 トン余りとなりました。220 トン余りの減という状況でありました。合計しますと 1,550 トン余りの削減ができたことになっております。

しかしながら、家庭系の収集量では、平成 10 年度から 14 年度まで右肩下がりで減量をしてまいりましたが、その後は横ばいのまま推移しております。

資源ごみの回収量につきましても、平成 14 年度までは年々増えていきましたが、その後、平成 19 年度まで横ばい状況であります。

その要因はと言いますと、確たるものはありませんが、一つには景気の上昇だとか、一つにはビン、缶等の軽量化、これは業者の方の努力でされたものだと思いますが、こうしたような状況等が考えられるのではないかというふうに思っております。

それから次に、中間報告の作成、公表はというご質問ですが、現在、環境課では清掃事業概要を作成しております。この中で、ごみ処理については、実績状況を毎年公表させていただきます。

ご質問のごみ処理基本計画は、平成 16 年 3 月に、平成 16 年度から 25 年度までの 10 年計画で作成をさせていただきました。この平成 20 年度で半期終了しますので、来年度には、この半期の実績と計画の推移などの検証を行い、後半への取り組み方を再検討する必要があるのではないかと考えております。

後半における課題はということですが、減量のために、資源ごみの混入をできるだけ少なくするような組成調査を実施したりして、啓発を充実させるとか、それから、今までは排出されたごみの処理方法に重点が置かれておりましたが、ごみ問題は分別回収、リサイクルだけでは解決しないということ意識することが必要であります。

ごみ問題の解決には、市民一人ひとりが、大量消費、大量廃棄というライフスタイルを転換することが必要でありますので、今後は 3R、リデュース、リユース、リサイクルに重点を置いた啓発を強力に推進していく必要があると考えられます。

また、当計画の進行管理につきましては、先ほど申し上げました環境課で毎年取りまとめしております、清掃事業概要を利用した中で管理をしていきたいというふうに考えております。

かわりまして、循環型社会を目指しての 2 点目、堆肥化事業についてのご答弁を申し上げます。

大量生産、大量消費から資源循環型社会へと、有機循環都市を目指し、本市の生ごみ堆肥化事業は平成 10 年度からスタートしました。

生ごみの分別収集は、平成 10 年に燃えるごみの減量と堆肥化を目的とした、有志による約 100 世帯の家庭での実証実験からスタートし、平成 11 年度からは三崎区、豊明団地の一部 830 世帯をモデル地区と定め、分別収集を開始いたしました。

14 年度には、三崎区全町内会へと拡大し、豊明団地の一部と合わせ約 1,800 世帯いたしました。

平成 17 年度には、沓掛堆肥センターを建設し、翌 18 年度から稼働を始めました。

堆肥も順調にできるようになったため、地区の拡大に取り組み、平成 19 年 2 月には、豊明団地の一部 700 世帯の皆様にご協力をいただき、合計 2,500 世帯で事業を展開してまいりました。

その年の平成 19 年 10 月には、ゆたか台と坂部区、前後区のおよそ 2,500 世帯の皆様にご協力をいただき、5,000 世帯となりました。この地区拡大により、生ごみの収集日も、今まで週 2 日だったのを 4 日といたしました。

今年になりまして、平成 20 年この 10 月には、西川区、吉池区、中島区のおよそ 3,000 世帯の方々にご協力をいただき、堆肥センター建設時の目標でありました、8,000 世帯からの生ごみ収集が行われるようになりました。

8,000 世帯の地区拡大をいたしまして、まだ 2 カ月ほど経過したところでございます。今後は、慣れるに従い、生ごみとして排出される量が増えてくるものと考えております。

こうした経過で、生ごみ堆肥化事業は順調に進展してまいりました。

さて、当事業の最も大きな課題であります、コスト縮減策についてであります。先ほど地区拡大について申し上げたとおり、今年の 10 月で当面の目標であった 8,000 世帯から生ごみを収集することになりました。これから本格的な運用になっていくものと考えます。

以前、当議会に報告させていただいておりますが、トン当たり 7 万 5,000 円の処理コストというものを目指して、現在、コスト削減策を鋭意検討しております。

具体的には、収集運搬委託契約の見直し、これにつきましては、コストの削減という観点ばかりではなく、障害のある方の働く場所の提供や、高齢者の方の働く場所の提供というようなものも考え合わせながら、見直しを考えております。21 年度に向け、現在、準備を進めているところであります。

そのほか、堆肥化の工程の見直しにより、具体的には、発酵促進剤というものをやめたり、また生ごみを入れていただく袋であります。生分解性袋というものですが、これをより安価なものを探して求めたりというような、こうしたいろいろな角度から思考、検討、試験を重ねながら、現在までまいっております。

また、堆肥センターの見学会の実施や、各町内会の会合等を利用した呼びかけにより、収集量のアップにつなげ、ひいては、コストの縮減にもつなげていくことも積極的に進めております。

最後に、市内全域への拡大についてのご質問ですが、現在の堆肥センターの処理能力は、およそ 8,000 から 1 万世帯でございます。市内全域を対象とすると、同規模の堆肥センターが 2 カ所必要となります。現在の市の財政状況を考慮しますと、難しいと判断せざるを得ないというふうに考えております。

この 10 月からの 8,000 世帯の体制をしばらくの間、継続した中で、今後のことは見きわめていきたいというふうに感じております。

かわりまして、最後 3 点目、環境会計の導入についてのご答弁でございます。

以前、議会におきまして、この環境会計の導入についてご提言をいただきました。環境会計については、現在、自治体では神奈川県横須賀市、岩手県、東京都の下水道局等が環境会計を導入しているようであります。

横須賀市の例を見たりしますと、本市のような行政規模程度では、かなり事務的な負担がかかるのではないかとこのように考えております。

まず、この環境会計の事務を処理していくには、システム化することが不可欠だというふうに思われますが、完全にシステム化することは、かなりハードルが高く、また手作業負担の多い集計を毎年行っていくことは、非常に難しい問題があるというふうに感じております。

しかしながら、施策推進や環境対策にもコスト理念の導入は不可欠であります。市民への情報提供が重要だというふうに考えております。

本市は、今まで環境行政に積極的に施策を講じてまいりました。有機循環都市を目指した生ごみの堆肥化事業、それからレジ袋の有料化、それとバイオディーゼルの燃料化事業等々、他の都市に先駆けて実施をまいりました。

今後は、2点目のご質問にありました、ごみ処理基本計画の中の検討課題、この中で検討課題となっております、ごみ収集の有料化も検討される時期が来るのかと思います。引き続き、この環境会計の研究を進めていきたいと思っております。

今後は、この国の示した環境会計のガイドラインにこだわらず、現在作成しております清掃事業概要を活用した中で、本市の行政規模に見合った形で、豊明版の環境会計というものを独自に考えながら、作成を検討していきたいと思っております。

市民に、環境行政に対する深いご理解が得られるような形で示していきたいと思っております。

以上、答弁を終わります。

No.204 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.205 ○教育部長(野田 誠君)

2点目のご質問、図書の実と読書の推進について、お答えさせていただきます。

まずもって、学校図書館の件ですが、現在、各小中学校の学校図書館の蔵書数は、基準冊数に対し、小学校では104%ほど、中学校では111%ほどで、基準に達しております。

豊明市では、子ども読書活動推進計画を、平成19年度から平成23年度にかけて、5カ年で実施してまいります。「読み聞かせの街 豊明」として、図書館、学校、家庭、地域が連携しながら、それぞれの場面で読書活動を進めております。

市内の小中学校では、国語力の向上を目指した読書活動に力を入れております。主な取り組みといたしましては、朝の読書タイムでの一斉読書、読書週間での読書郵便、図書

館まつりなどがあります。

また、読書への興味、関心を高めるために、読み聞かせボランティアの協力を得ながら、学年に応じた読み聞かせにも積極的に取り組み、本好きな児童生徒の育成をしているところでございます。

授業では、調べ学習での図書館の活用、学習と関連した図書の紹介など、教科ごとに読書方法を工夫しています。活動を通して、本が好き、読書が楽しいという子どもたちの声も多くなり、子どもたちの読書量も次第に増えてまいりました。

4月から10月までの調査では、小学生の1人当たりの貸し出し冊数の平均は約27冊、中学生では約6冊となっています。高学年になれば本も厚くなり、低学年と違い、本をじっくりと読む機会が増えてまいります。学年や個の能力に応じて、楽しみながら読書ができるよう努めています。

読書を推進するに当たっての課題といたしましては、読書の質を高めていくことです。司書教諭と図書館の臨時職員が、学年に合った本を推薦図書として紹介したり、コーナーを設けたりするなどをして、子どもたちみずから本を手にとることができるような、図書館の環境整備に努めています。

また、多読賞の賞状、しおりのプレゼントなど、さまざまな工夫をして、子どもたちの読書の推進に努めています。

今後も、司書教諭や学校図書館の臨時職員と連携し、必要な図書の充実、読み聞かせの推進により、学校教育における読書活動を進めてまいります。

続いて、豊明市立図書館のほうでございますが、市立図書館の蔵書数は約26万冊、市民1人当たりの蔵書数は約3.8冊で、全国平均2.9冊、県下全市町村の平均2.6冊に比べて、決して劣っているとはいえません。

また、ご指摘の図書館資料購入費削減の対応策といたしましては、予約が多い話題の本や、ベストセラー本などは広く寄贈を呼びかけたり、一過性のものについては、複数の購入をできるだけ抑えるなどしております。さらに、インターネット検索などにより、他館からの借り受けも積極的に行っています。

昨年12月に策定いたしました、子ども読書活動推進計画の取り組みにつきましては、図書館が中心となり、各施策を実施しております。

本計画の特色は、読書活動推進のための読み聞かせの啓発充実を大きなテーマとして、「読み聞かせの街 豊明」をキャッチフレーズとしたところでございます。

図書館の取り組みとして、ボランティアの協力による定期的なお話会、ブックスタートへのボランティア派遣、学校への読み聞かせボランティア派遣、さらに各種、読み聞かせ、修理、配架ボランティア養成講座を実施しています。

また、平成20年度、今年度より新たな試みとして、男性の読み聞かせ講座を実施いたしました。

本計画目標達成に向け、図書館、学校とはもちろん、家庭、地域との連携協力もなお一

層充実していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.206 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.207 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、3点目の重要事項の文書化について回答を申し上げます。

市民の方々の意識の高まりや、複雑多様化する行政需要に伴って、職員の窓口対応の重要性、困難度は年々高くなっているところであります。

こうした状況を受けまして、市では、接遇リーダー研修、それから顧客満足向上研修を行ってきました。窓口対応能力の向上を図ってまいりました。

そして、その集大成として接遇ハンドブックも作成し、職員には庁内LANを使いまして、全職員がそういった内容を確認できるようにしてあります。

また、さらなる能力向上を目指すために、平成18年度からはクレーム対応研修も実施しております。今もこの研修は継続しております。

こうしたクレーム対応の記録、対応から、クレーム対応事例集も作成し、同じくパソコンを使って、全職員がこうした対応を周知できるようにしてあります。

しかしながら中には、ごく一部でありますけれども、通常のマニュアルでは対応しきれないクレームですとか要求、それから、たび重なる長時間の対応を余儀なくされるケースもありますので、こうしたクレームの要望や内容を見きわめて、それぞれ適切に対応をすることができるように、より効果的な研修を進めていきたいと考えております。

また、そうしたクレーム対応事例集についても、さらに充実を図っていく考えであります。

以上で終わります。

No.208 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.209 ○14番(榊原杏子議員)

終わりのほうから順番にお聞きしていきます。

要望の文書化について、事例集を充実させるということで、クレーム対応研修のことをおっしゃいましたけれども、要望の文書化、すべての要望、要求、依頼、意見等を全部文書化、記録で残す、公文書として保存するというような取り組みについて質問をしていますの

で、それをやるかやらないかという考えについて、お聞かせをいただきたい。

それから、窓口での現状把握、一部把握していらっしゃると思いますが、以前にも、この要望の文書化について質問をしたことがありますけれども、アンケートなどをとったらどうかということもやっていただけませんし、よその市町の導入事例などを見ていると、アンケートをとってみると、びっくりするような実態が出てくる。これは、その職員一人ひとりが抱えていたものがアンケートによって出てくると、割に数値としてはびっくりするようなものになることが多い。必ず把握できていない実態というものが明らかになってくるわけでありませぬ。

特に、理不尽な要求とを感じるものを受けたことがあるという職員が半数程度に上ってくるですとか、あるいは、たび重なる苦情の対応で心が痛みかかっているような人のケースがわかったりですとか、実態把握というのは、全部の職員からアンケートをとるなりして、把握しようという試みが必要だと思んですが、まずいかがでしょうか。

No.210 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.211 ○企画部長(宮田恒治君)

榊原議員の最初の質問のときに、口利きに対する文書化というお話がありましたけれども、口利きとクレームとはかなり質が違ふと思ひますので、その違ひで対応しているということ、まず市のほうから少し回答したいと思ひます。

まず、口利きに対する要求があつた場合、これは不当要求として取り扱っていきます。

職員として公正な立場で職務を遂行する上で、例えばこのような不当要求があつた場合、許認可や契約に関する特定の事業者や、個人に対する利益を図るような要求があつた場合ですとか、それから職員の人事採用についての口利きがあつた場合、それから入札の公正さを妨害するような要求があつた場合、このような場合は、不当要求行為として、市としても規定を取り決めております。

このような要求があつた場合、必ず記録をする。そして、このような対応については、市、組織として対応するようない取り決めをされております。

そしてもう一つ、この口利きではなく、通常のクレームの場合はどうするかというご質問だつたと思ひますけれども、こうした窓口のトラブルでの対応を未然に防ごうため、先ほど答弁申し上げました研修をやっているわけです。そして、そのためのマニュアルも作成をしてみました。

そうした窓口でトラブルがあると、必ず人事秘書課のほうにも連絡が入ってきますので、人事秘書課のほうでも、そういった電話での対応の記録をとります。とつて、それから所管する課のほうにも、こうした情報を渡してありますので、全庁的な中で、こうしたトラブ

ルに対応する情報は共有できているのではないかと思います。

また、こうした窓口でのトラブルがありますと、それぞれ課のほうには、年間の研修計画の中で、こうした対応もとれるように、課の会議等もやられていると思いますので、窓口のトラブルは、こうした課内会議の中でも対応ができていくのではないかと考えております。

以上でございます。

No.212 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.213 ○14番(榊原杏子議員)

口利きは不当な要求だから別対応だということをおっしゃいましたけれども、だから壇上でも申しましたように、名古屋市などでは、その不当な働きかけだけを記録して残すということにしたんですけれども、不当かどうかというのは個人によって判断が微妙なものもあります。また、その人の言い方いかんによって、理不尽とを感じるのか、不当とを感じるのか。それとも、よい口利き、悪い口利きという言葉を使う人もいるんですけれども、真っ当な要望、要求なのかというのは判断が分かれる。

ですから、それをどう判断したかということが、記録をする、あるいは事例が出てくるということになると、周りもわかってしまうことにもなりかねないので、非常に角が立つということもあって、では区切らないで、要望、要求であるとか、意見、提言、希望、そういうものも含めて、すべて窓口に来たもの、あるいは電話の対応をしたもの、課の通常業務以外の要望、要求、相談等を受けたら、すべて記録して残そう。これを前向きに生かしていこうという制度として、取り組まれているところがあるということを申し上げているわけです。

窓口の接遇等は、研修もずっとされまして、ちょっと前の話ですけれども、市民のアンケートの結果でも好評だった。向上しているとは思いますが、それでも、やはり中には、失礼な物言いをされたという憤慨して帰る方、それから、せっかく言ったけれども、取り合ってもらえなかったというふうに感じる方、誤解に基づくものも含めて、当然いらっしゃるわけです。完璧はないわけですから、いろいろな取り組みということをしていかなければならない。十分ということはないというふうには私は思うわけです。

意見が出てくるものについてはまだいいんですが、大抵の方は、多くの方は胸にしまって帰られる。そして、市役所に対する不信感はずっと持っていかれる。そういう不幸なことになりますので、取り組みをしていただきたい。

まずは、把握をしているとおっしゃいますけれども、窓口のトラブル、トラブルだけではありません。職員は気がつかないけれども、市民の要望を取り落としているというようなことも考えられます。

その要件で来られた方が、ついでの要望といいますか、市役所の使い勝手についてなどをおっしゃったときに、それは自分の対応する仕事ではないからというふうに、それで世間話で済ませてしまう。そこに、取りこぼした貴重な意見というのが隠れている可能性も多々ある。

そういうものも生かしていく仕組みとして記録化、記録をする、文書化をするということをお求めているわけですので、まずは、窓口対応全般に対して、きちんと把握するというのも必要だと思いますので、職員に対して実態調査、アンケート調査をいろいろな角度からしてみようということは検討されませんかでしょうか。

No.214 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.215 ○企画部長(宮田恒治君)

窓口だけの対応だけではなく、市民からのいろいろな市政に対する意見というの、市のほうにはいただいております。それは市長へのメールであったり、市長への手紙であったり、市長へのファクス、その中には市政への意見もありますし、いろいろなクレーム等も一緒に含まれておりますけれども、そういった意見等も全部この中で記録されておりますので、市民からの意見については、その中で記録をされているということです。

そして、アンケートをしてはどうかということでもありますけれども、アンケートについては現在考えておりません。

窓口の対応については、一義的には、その窓口で必要であれば記録はとられていると思いますので、アンケートについては現在考えておりません。

以上です。

No.216 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.217 ○14番(榊原杏子議員)

市長への手紙等で記録をされているということでもありますけれども、窓口に要望をしたら、「それは市長への手紙で出してくれ」と言われたというような事例も聞いたことがあります。

窓口で職員に対してきちんと伝えているのに、市長への手紙で出し直してくれ、文章にし

て出してくれというのは、ちょっと対応としてはどうなのかというふうに私は思いますけれども、そういう文章化は、市民の側がするのではなくて、職員がきちんと自分の対応の中で聞き漏らさないように、適切な部署にそれを回していく、そういう対応が必要であると思って、記録化のことを求めました。

お考えはないようでありますけれども、逆に、圧力をかけるつもりはないのに、圧力ととられてしまう、職員が抱え込んでしまうというようなこともまた不幸なことでするので、検討をしていただきたいというふうに思います。

あわせて、壇上で申しました趣旨のとおり、クレームですとか、意見ですとか、「市民からの声は宝と思ってほしい」というような、市民の方の意見もいただきました。そこから、何かの改善が見えてくるということが必ずありますので、そういったことについては、大事にするということを徹底していただきたいというふうに思います。

図書の方の質問に移ります。

学校図書の基準について、達しているというお答えがありましたけれども、図書標準というのですか、「読み聞かせの街 豊明」を目指してのその計画の中では、達成している学校、これは全部ではなくて、トータルではなくて、学校の規模ごとに決まっているのですよね。

達成されている学校が6校、ほぼ達成が3校、ということは、まだまだなのが3校あるかなというふうに思うんですけれども、これは18年の調査と書かれていますけれども、その後、全校達成したということでしょうか、確認をさせていただきたいと思います。

No.218 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.219 ○教育部長(野田 誠君)

先ほどお示した数字は、小学校全体、あるいは中学校全体です。

個別案件に関しましては、達していない学校は現存しております。

No.220 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.221 ○14番(榊原杏子議員)

壇上で申しました国が支出を決めた、豊明市には入ってこないわけですがけれども、それ

は、この基準を各学校が満たしていくようにという趣旨で配られた。不交付のところは、自前でそれを措置しなさいという意味合いだと思いますけれども、一応基準ですので、これを達成させていかなければならないと思うんですけれども、そのことについて、予算は確保されているのかということも、もう一回お聞きしたい。

それから、この計画の中にも書いてありますけれども、その蔵書の冊数だけではない、資料の鮮度の問題がより深刻である。古い図書については、差しかえというか、買いかえというか、していかなければならないと思うんですけれども、そういうことができていないと、それがより深刻であるという状況についてもきちんと記されておりますが、こういったことの対応はどのようにされていけますでしょうか。

No.222 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.223 ○教育部長(野田 誠君)

まず1点、予算確保に関しては、充足されているかどうかということですが、ご案内のように年々歳々、学校図書館図書に関する予算は、3年前に比して1割ほど減額になっております。これは小中ともいずれも同様でございます。したがって、これで潤沢な予算という理解には至っておりません。

したがって、各学校に本当に古い蔵書というのがかなりございます。いわゆる鮮度の点についていかなるものかということもあるんですが、残念ながら、すべてを取りかえるというような予算をいただいているわけではございません。それは残念なことだと考えております。

No.224 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.225 ○14番(榊原杏子議員)

財政が厳しい折でありますので、こういうところからではないんでしょうけれども、こういうところも削られてきているというのは、事実として仕方がないことかとも思いますが、意味合いですね、読書の推進ということをどれだけ豊明市が大事にしていくか、寄附をいただいたりというありがたいこともあるわけですが、それに頼るとするか、そういう状況ではなく、みずから子どもたちの読書、最初の出会いのところが肝心ですので、そういう読書に慣れ親しむための取り組みとして、学校の図書館の充実ということが必ず必要という

か、この計画を推進していくためには、不可欠であるというふうに思います。

この計画の中にも、図書、資料の整備充実が第1の条件だというふうに書いてあります。第1の条件を達成するための予算がきちんと確保できないというのは、非常に残念なことですけれども、だとしたら、やはり工夫を凝らしていかなければならないというふうに思います。

図書館のほうで、ベストセラー本、人気の新刊などの寄贈を募っていらっしゃるということですが、古くも、古い本とか、やみくもに寄贈を募りますと、結局は廃棄せざるを得ないような本が集まってしまうなんていうことも、よその事例では聞いておりますので、この際、学校の図書館として必要な本というのをリスト化して、図書館もそうですけれども、広く寄贈を募るような取り組み、あるいは学校の図書館が各学校にありますので、その中で本がダブらないように調整をして、幾つか組をつくってローテーション、交換をしていく、そういう取り組みについては検討をされませんか、お願いします。

No.226 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.227 ○教育部長(野田 誠君)

まず、1点目の寄附の件に関しましては、19年度も補正予算で提案させていただきました。市内のとある方から、小中学校への図書に関するということで100万円いただきました。

小中学校は12校ございますので割り切れませんので、さらに20万円補正提案をさせていただきます。小中学校、1校10万円ずつということで、予算提案させていただいたことは記憶に新しいところだと思います。

この件に関しましては、もちろん決まった本をいただくということではなくて、学校のリクエストに応じてということでございます。

続いて、今年度もまた幸いには、とある法人会から、残念ながら中学校とは違いますが、小学校に対して同額、1校10万円の寄附の申し出がございました。これに関しても、学校の要望を取り入れたということでございます。一方的にいただくということではなくて、学校現場のリクエストを最大限聞き入れていただくということですので、大変ありがたく思っております。

あと、学校間の学校図書館での調整については、まだ至らない状態ですが、十分検討するに値するかと存じますので、もっと機動的に調整できるように考えていけたらなと思っております。

No.228 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榑原杏子議員。

No.229 ○14番(榑原杏子議員)

学校の図書の充実と図書館を連携してやっていていただいで、この計画の中にもいろいろ書かれていますけれども、特に目立つというか、ボランティアのことについては難しい点もあると思いますが、読み聞かせのボランティアは、非常に活躍をいただいでいることは承知をしております。

よその市町で見えますと、図書館の通常業務、返ってきた本を書棚に戻すですとか、そういうお手伝いの部分で、通常業務のお手伝いで地域の方に入っていただく、当番でボランティアで来ていただくというような試みがされているところが結構あります。

募ってみると、そういう人材もいるのではないかとこのうふうに考えるのですが、学校のほうにも、ボランティアの導入というふうにも検討、取り組み課題になっていますけれども、開かれた学校ということも含めまして、通常業務のお手伝いをさせていただくボランティアさんの募集というのはお考えになるでしょうか。

それから、その方たちがパートナー、スタッフとして、自覚と誇りを持ってやっていただくことによって、図書館の改善等の協議会とかもあると思いますけれども、そういったところに意見を入れていただくというようなことも検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、若者の読書離れ、活字離れが深刻だというふうに割と言われがちなんですけれども、逆に、年齢が高いほど本を読まないというような新聞社の調査もあります。1カ月間に本を1冊も読まなかった人という、読売新聞が行った調査がありますけれども、70歳代が66%、60歳代が55%というふうに、年代ごとに、高年齢ほど本を読まないというような実態もあるわけです。

図書館ということをお聞きしましたので、中高年の読書推進については、生涯学習的な見地からはどのようにお考えでしょうか。

No.230 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.231 ○教育部長(野田 誠君)

全部で3点かと思ひます。

通常業務のボランティアにつきましては、19年度、読み聞かせだけではなくて、各種講座、修理のボランティア、あるいは返本のボランティアの講座も開催し、60～70人の参加

があったと聞いております。こういった方は、通常業務のすべてということには至らないのかもわかりませんが、一部分についてはボランティアとしてお願いできるのかなと考えております。

あと、図書館が用意している協議会というのは、図書館協議会です。これが図書館に関する一義的な決定機関でもあります。こちらへの提案はやぶさかではございませんので、提案はさせていただきたいと存じます。

中高年の図書離れというのは、加齢とともに目もかなり不自由になってくるということもあって、身体的なことも多少あるのかなと思いますが、ひとつ考えさせてください。

No.232 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.233 ○14番(榊原杏子議員)

難しいと思って聞いているわけですがけれども、子どものころから本に親しむということが重視されるようになったのは、逆に、大人への働きかけが難しいということの裏返しです。

ただ、そうしますと、子どものころによい本に出会うチャンスを与えられるかどうかというのは一生もの。もう後から取り返しがつかないという大事な経験ですので、耐震を優先する。命の問題でありますので、1番だと思えますけれども、一生ものということを考えれば、図書の充実、本に触れる機会をたくさんつくるというのは、2番目に重要なことというふうに私は考えますので、少ない予算ですが、充実を図っていただきたいと思います。

それから、環境のほうについてお聞きをいたしますけれども、おっしゃいますように、私が清掃事業概要などで見たところによると、ごみ処理基本計画の基準年は平成14年でありますので、その基準の年と比べて、総排出量430トンの削減というふうに私は計算をしているんですけれども、大体これが10年間で2,700トン減らさなければならぬところを、半分どころか、全然達していない430トン、やや横ばいで推移してきたというような現状かというふうに私は思ったんですけれども、それでよろしいですね。

12年から14年というところで、ある程度進んだ部分がありまして、その後、横ばいになったのはいたし方ない部分もあるかとは思いますが、そうすると、見込みの立て方がやや厳しかった、きつかったということになりまして、まだ後半5年あるわけですね。5年間でこれを達成するという見込みが物すごく厳しくなってしまう。

ところが、これが頑張っても達成できなかったときにどうなっていくかということ非常に不安に思うわけです。そのツケが全部市民に回るようなことがあってはならないというふうに思うんですけれども、じゃどうしたらいいか、やはり啓発が大事ということも言っています

けれども、非常に効果が見えにくい。あるいは、働きかけの届きやすい人に関しては、もう一巡してしまっただけではないかというようなことも思います。

より一層の施策というのが必要なわけでありまして、じゃそれで何をやるか、やらないかということのためにも、環境会計の導入というのを求めました。ガイドラインは、国の指針にとらわれずに豊明版でやりたいということですが、まさにそれで結構です。

エコアクションのプラン、庁内のプランですが、CO2で換算するというようなことも、手法としては実現されたことのあることだと思いますので、いろいろな方法があると思います。

わかりやすく示す、事業の取捨選択に役立つ、その環境の部門の中で何が大事か、じゃ啓発は何をやっていくのかということを確認に示すということですので、豊明版ということで、やりやすい形でやっていただければいいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

生ごみの事業については、8,000世帯に拡大してまだ2カ月でありますけれども、施設を建てるときに、そこら辺でいっぱいだというのはいっています。

しかし、全市に拡大するということは、ごみ処理基本計画の中にも、方針としてはきちんと書かれているわけです。モデル事業ですと取り組んでこられて、長いことやっていらっしゃる地域の方には、やや不公平感を持っている方もいらっしゃる、そういうような意見も聞くようであります。

先月、名古屋市がモデル事業ですと取り組んできたのが、頓挫したというか、コスト面で合わないということで断念をした。その地域についても、もう普通の可燃ごみで収集することを決めてしまった。ちょっとショックを受けたわけですが、豊明市の中では、名古屋市における比率よりももっとずっとたくさんの方が協力をしていただいて、今後拡大につながられるかなということは思っているんですが、まさかということもありますので、確認をしたい。

これは、施設の問題等もあって、いつということとは言えないかもしれませんが、これは全市に拡大するのだという確たる決意を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.234 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.235 ○市民部長(竹原寿美雄君)

この生ごみの堆肥化事業につきましては、この理念というのは、ごみをなくする、地球温暖化を阻止する、そういった基本的なごみ処理の問題を解決していく上でのツールだというふうに思っております。

これから全市に拡大していくかということですが、答弁の中でも申し上げましたが、問題は、課題は、この処理にかかるコストがどこまで下げていけるかということだと思います。

20年度はまだ終わりませんが、18年度、19年度と順調というか、毎年処理コストは下がっております。さらに、20年度におきましても、下がっていく予定であります。この処理コストが一定のところまで下げていけるかどうかというところ、これが、これから全市的に対応していくのかどうかということだと思います。

ということで、答弁では、この10月から、処理場の処理能力の8,000世帯から1万世帯というところにきましたので、これをしばらくの間、どこまでコストを下げていけるのかというようなことを考慮した上で、その上で、今後、全市的に広めていくのかどうなのかということ、そこで見きわめて結論を出していけたらなというふうに思っております。

以上です。

No.236 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

残り30秒です。

No.237 ○14番(榊原杏子議員)

収集地域の中での協力率を上げていくことももちろんですけども、戸数の拡大ということも、またコストの縮減と表裏の関係にありますので、ぜひ拡大に向けて、めどをつけていただくようお願いをしておきます。

ごみ処理基本計画の中間については、まとめをされるということでしたので、ぜひやっていただきたいと思いますが、清掃概要は大変充実した資料で、毎年のを詳しく出していると思いますので、進行管理にも利用していくということを言われました。ごみ処理基本計画の数値をこちらのほうにも反映して、達成度がどのくらいであるのか、わかるようにしていただきたいということを要望して、質問を終わります。

No.238 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、14番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明12月4日から12月8日までの5日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.239 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明12月4日から12月8日までの5日間を休会とすることに決しました。

12月9日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後4時18分散会